

## &lt;研究ノート&gt;

## ハンセン病と戦争について、いま、考えること

—2025年度国立ハンセン病資料館ギャラリー展「戦後80年 戦争とハンセン病」批評—

イン・マイ・ライフ (4)

阿 部 安 成

## §

わたしは、「【国立ハンセン病資料館】お知らせメール」第173号(2025年6月24日受信)によつて、国立ハンセン病資料館(以下、ハ資、と略記する)での「ギャラリー展「戦後80年 戦争とハンセン病」」(以下、ギ展、とする。会期は同年7月19日～8月31日)の開催を知つたのだと、いまからふりかえると、そうおもう。

同館ホームページ(以下、HP、とする)では、トップ>イベント(情報)>イベント一覧>【開催中】ギャラリー展「戦後80年—戦争とハンセン病」のご案内において、同展の「開催概要」と「イベント概要」が示されていて、後者には、「トークイベント「戦争の記憶に触れ、それを継承すること」」、「しょうけい館語り部による講話会「捕虜と隔離が打ち碎いた人生」」、「担当学芸員によるギャラリートーク」の案内がみえる(<https://www.nhdm.jp/events/list/9273/> 2025年7月26日付。2025年8月5日閲覧。以下、とくにことわらないかぎり、閲覧年月日はおなじ)。同HPイベント一覧にはほかに、「ギャラリー展関連ミニ展示／戦争とハンセン病」(「図書室ミニ展示「戦争とハンセン病」」)の案内もある(<https://www.nhdm.jp/events/list/9318/>)。

どうやらハ資ギ展では、それに関連して、「トークイベント」「講話会」「ギャラリートーク」「図書室ミニ展示」がおこなわれるようだ(そして実施された)。

さきのハ資からのEメールを受信したその翌々26日には、わたしは、同館での「トークイベント 戦争の記憶に触れ、それを継承すること」(同年7月26日開催)の「お申込みフォーム」をとおして、それへの入場手続きを済ましている<sup>1)</sup>。「ギャラリートーク」の第1回(2025年7月19日)へもゆこうとしていたところ、体調不良でそれはかなわなかった。

今年2025年は、ハ資がみせているとおり「戦後80年」を数える年であり、そうした1つの劃期の年に、ハ資がどういった展示をするのかが気になっていた。

この「戦後80年」にかかるハ資の展示についてわたしは、2025年の4月にはすでに、なにかしらがおこなわれることを知つてはいた。その一幕は、本稿末に記そう。

## §

ところで、展示パネルをみればすぐにわかるとおり、ギ展の題目とおなじ書名の図書がこの展示では「参照文献」として用いられていて、そうした図書がすでに刊行されていたのだった。老舗人文図書出版社による「歴史文化ライブラリー」と題されたシリーズの1冊として刊行されたその図書は、専門研究者のみならず、ひろく市民にも読まれる可能性があり、すでに書名としてあるていど知られているであろう語句を、そのまま、展示の題目とする、こうした振舞をわたしはどうにも訝しく感じるのだ。

1) 入場を果たしたこの「トークイベント」への批評は別稿(「記憶が飛ぶ—2025年度国立ハンセン病資料館ギャラリー展関連トーク批評」Working Paper Series, 2025年)を執筆する予定。

日本書籍出版協会 HPの「著作権 Q&A」「6. 剥窃・無断使用など著作権侵害に関するこことには、Q「当社で発行している書籍と同じタイトルの本が最近他社から出されました。内容は全く異なるのですが、読者の中には間違えて買ってしまった方がいて苦情を受けました。同じタイトルの書籍の発行をやめさせることができるとどうしてでしょうか?」との問い合わせがあり、それへの回答が、A「書籍の題号(タイトル)は、一般的には著作権の対象ではないとされています。したがって、単に同じタイトルの本が出たということだけでクレームをつけることは難しいかもしれません。〔以下略——引用者による。以下同〕」と提示されている(<https://www.jbpa.or.jp/copyright.html#qq6>)。

文化庁 HPの「著作権 Q&A」でも(「著作物」の項)、「小説や音楽などの題名は著作権で保護されますか。／また、自分の作品の題名が他者の作品と重複している場合、変更が必要でしょうか。」とのQにたいして、そのAは「題名は、一般的に語数が短いものが多く、表現に創作性があるとはいえないで、著作物とは考えられていません。ただし、題名は、著作者その作品を端的に象徴するものとして名付けるものですから、著作権法は、著作物とその題名を一体のものとしてとらえ、題名を勝手に削除したり変更することは、著作者人格権の侵害(同一性保持権の侵害)になると定めています。／また、題名が他者の作品と重複していても変更する必要はありませんが、著作権とは別な問題として、読者が既にある作品と誤解して購入することを意図して同じ題名を付けて発売したような場合は、不正競争防止法上の問題が生じるおそれがあります。」とある([https://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken\\_qa/](https://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/))。

著書としての『戦争とハンセン病』を読もうとして、誤ってギ展に入ってしまったとの「誤解」はまずあり得ないだろうから、展示の題目がすでに公刊されている図書の書名との完全一致であっても、それは問題とはならないという

ことなのだろう。

また、同一名を「オマージュ」とする向きもある。「koubo」というウェブサイトでの「公募 Q&A「著作権」」で、「既存の作品のタイトルとどうしてもかぶってしまうのですが、悪質性はどのように測られるのでしょうか。」とのQがある(<https://koubo.jp/article/13829>、2023年3月3日付)。そのAは、「総合的に測られますが、明確に断定するのは難しいです。」。解説というところなのか、そのAのあとに、3つの見出し——「タイトルのように短いものは著作物にならない」「同じタイトルにするなら表現的な意図が必須」「悪意があるならやめる、ないなら堂々としている」があり、2つめの見出しのとでは、「同じタイトルの作品」のなかには、「知っていてあえてという「オマージュ」もある」という。それを「やるのだったら、先行作品をうまく活用させてもらいましょう。〔中略〕作品の背景として取り入れ、表現効果の重層化を図っている〔中略〕こうした意図があれば、同じタイトル(似たタイトル)にする意味もあります。」のこと。

「つくる窓口」というウェブサイトでは、「原作をもじったパロディやオマージュは許されるか」と問う(<https://tsukumado.com/column/2369/>、2018年8月31日付)。ただしここでは、「タイトル」ではなく「オリジナルグッズ」を対象としている。結論箇所だけみると、「では、パロディ〔ここでは、「オマージュ」もふくんでいる〕、盗作、贋作は著作権法の上でどのような違いがあるのでしょうか?／答えは「どれも同じで、著作権侵害にあたる」です。」とみせる。

「題名」や「タイトル」が「著作物」とみなされていないのであれば、同一語句の用法は認められるのだろうが、ただし、やはり、なぜおなじなのか、それによってどういう意義や効果をねらうのかが、当然のこと、問われる。ギ展では、著作『戦争とハンセン病』を3枚ものパネルで「参照文献」としてあげているのだから

(後述)、「先行作品をうまく活用させてもら」つているといつてもよいだろう。そうすると、この同一語句の使用には、「オマージュ」が籠められているのだろうか、ハンセン病資料館という名称の施設での展示なのだから、ハンセン病と戦争、とか、戦時下のハンセン病療養所、とかするくふうはなかったのか、それよりなにより「オマージュ」を優先させたということか。

ちなみに、国立療養所菊池恵楓園歴史資料館で、ギ展に先行して開催された同館「令和7年度企画展示」の題目は、「戦争と医学／虹波臨床試験の深層」だ(会期は2025年4月25日～2026年2月28日)<sup>2)</sup>。

展示観覧にさきだってすでに、その題目からして疑問がわいてしまうギ展。「戦後80年の節目」の語が高くはりあげられる声々にのり、いまから10年まえ、20年まえよりもいっそう、「実際に戦争を体験した人が少なくなる」(「社説 戦後80年 歴史の教訓 首相談話で」『朝日新聞』2025年4月3日朝刊10面)と強調される今年2025年、「戦後」何年かにかかわりなく、ハンセン病をめぐる療養所をいまも生きる人びとも、その数が減っている。かかるハンセン病体験者たちにとって、あらためて、「戦争」とはなんだったのか、ハンセン病体験者たちは「戦争」をどう生きたのか、を考えるためにも、国立の施設であるハ資で開かれたギ展「戦争とハンセン病」とはなんだったのか——それを本稿では問う<sup>3)</sup>。

## §

ギ展フライヤでは、「戦争とハンセン病をめぐる日本の近代史をたどると、戦争がハンセン病患者の隔離を強化し、戦争が隔離下の被害をより深刻にしたことがわかります。」(傍点は引

用者による。以下、とくにことわらないかぎり、おなじ)とその冒頭に記して、「さらに、従軍中にハンセン病を発症し、ハンセン病療養所への入所を余儀なくされたハンセン病回復者の経験をたどります。」と「たどる」対象をくわえたうえで、「戦争をめぐる記憶に触れ、それを継承することによって、人権が尊重され、病いと障がいを理由とした差別が繰り返されない社会の実現を願って企画しました。」と展示にいたる動機や目的を示している。「戦争とハンセン病」との題目をかけた展示においては、「日本の近代史」と「ハンセン病回復者の経験」とをたどり、また、「戦争をめぐる記憶に触れ、それを継承する」とみせているのである。3つの引用は、ギ展に関連する「トークイベント」の題目でもあり、それによってギ展は、「近代史」「経験」「記憶」と列挙したなかでは、3つの「記憶」にもっとも重点をおく、ととらえられる姿勢をあらわしている、とみえてしまう。現に、「美術手帖」HPでは、ギ展を「ハンセン病患者・回復者の記憶に触れる。国立ハンセン病資料館で「戦後80年・戦争とハンセン病」が開催へ」(<https://bijutsutecho.com/magazine/news/report/31077/pictures/4>。2025年6月25日付)と紹介しているのだから。「戦後80年」を期して開かれる「戦争とハンセン病」を主題としたハ資のギ展は、なにより「記憶に触れる。」機会とうけとられたわけだ。

したがって、と言を継いでよいだろう、ギ展は、「戦争とハンセン病」をめぐる「近代史」と「記憶」とのかかわりぐあいを、後者に重点をおいていることをふまえて、「戦後80年」という1つの区切りの年に、観覧する場でもある(そして、「経験」も)。

2) 同展への批評は別稿を執筆する予定。

3) このギ展には明らかな誤りが散見された。それについてはまず、2025年8月31日に原稿を提出した、阿部安成「節目にちぐはぐ、まちまち、あらあら—2025年度国立ハンセン病資料館ギャラリー展「戦後80年 戦争とハンセン病」正誤表」Working Paper Series No.316、滋賀大学経済学部、2025年8月、に記録した。同稿と本稿にはかかる正誤の記述の重複がある。「正誤表」をかけた同稿に誤りがあった。「参考文献」の語をすべて「参照文献」とする。謝して記す。

ギ展フライヤの地の色、これは赤茶といつてよいか、それが眼につく。展示会場では展示題目を記した懸垂幕がやはりこの色。その幕の右側に、義足が立てられて展示してある。ギ展では、これがもっとも観せたい展示品ということなのだろう。キャプション「義足／年代不明(国立ハンセン病資料館蔵)」には、「恩賜または軍支給の義足。星塚敬愛園の入所者が持っていたものと伝えられている。」(引用にさいしてルビは省略した。以下、とくにことわらないかぎり、おなじ)との説明があるも、このわずか数文字のみで、「恩賜」の意味が、十代もそこそこにいる来館者に、どれほどわかるだろうか。くわえて、この展示品「義足」と、この企画の根本におかれたとみえる「戦争をめぐる記憶に触れ、それを継承すること」とがどうかかわる展示だと、観覧者が理解できるのだろうか。展示ギャラリーの中央といい得る場所におかれたこの「義足」から、どう「戦争をめぐる記憶に触れ」られる、と展示されているのだろうか。

#### §

懸垂幕の左側すこしうしろには、イーゼルに「ごあいさつ」(2025年7月付。署名は「国立ハンセン病資料館」と「しょうけい館」と題されたパネルが置いてある(ギ展フライヤには「主催：国立ハンセン病資料館 ショウケイ館(戦傷病者史料館)」との記載あり)。そこでは、「戦争とハンセン病をめぐる日本の近代史」の概要がたどられ、展示品をおおまかに紹介し、展示をとおして同館が目指すところなどが記されている。

この「ごあいさつ」パネルの「戦争とハンセン病をめぐる日本の近代史」の記述で、気になった箇所がある——「日清戦争と日露戦争に勝利をした日本は、自国の「近代化」をはかり、放

浪するハンセン病患者を「国辱」として「癩予防ニ闇スル件」を1907年に施行します。この法令によってハンセン病患者に対する隔離政策がはじめました。続いて、1931年4月に「癩予防ニ闇スル件」はすべての患者の終身隔離を定めた「癩予防法」に改正され、同年9月に日本は満洲事変勃発以降、15年にわたる戦争に突入します。」についてだ。

① 法律「癩予防ニ闇スル件」に「国辱」の語はなく、また、「放浪」の語もない。同法制定への過程において、帝国議会で「国辱」の語が用いられたのか。

ほかの章ごとの解説パネルとちがって、この「ごあいさつ」パネルには参照文献が記載されていないのだから、これらの鍵括弧は特定の文献からの引用をあらわしてはいないということか。ではなにか。パネルの語句をもういちどみると——「放浪するハンセン病患者を「国辱」として「癩予防ニ闇スル件」を1907年に施行します。」は、2つめの鍵括弧は固有名詞につけたとして、1つめは、その鍵括弧がなにを意味するのか曖昧だ。

② 「「癩予防ニ闇スル件」を1907年に施行します。」は誤りではないか<sup>4)</sup>。この「ごあいさつ」パネルと第1章パネルとのあいだに、「戦争とハンセン病／関連年表」があり、「明治四十年法律第十一号(通称「癩予防ニ闇スル件」)成立。」の年月日を、「1907」「3月18日」と記している。これも誤りではないか。

③ 厳密にいうと、1931年から「15年にわたる」と「戦争」の年月を数えると、それは1946年までとなるはずで、これはいつの、どの「戦争」を指すのか。「十五年戦争」という術語を使うことと、1931年9月+15年との足し算の解を戦争の期間としてみせることとは、異なる。

4) 2025年7月21日の展示観覧時にわたしは、この施行年の誤りについてアンケート用紙に記してハ資内の所定の箱に投函したけれども、同月25日、26日、27日、同年8月11日、13日、14日、15日、17日、30日、31日の訪館時にパネル表記の修正はみられなかった。ハ資では、アンケートがきちんと機能していないのだろう。ギ展最終日8月31日の午後3時ころには、ハ資受付をとおしたうえで同館学芸員にじかにこの点を伝えたところ、正誤を判断するには1週間でいどを要するとのことだった。

なお、まえにみた「戦争とハンセン病／関連年表」パネルにも、「満洲事変が起る。以降、太平洋戦争終結までの15年間、日本と中国との間の戦闘が続いた。」の記述が、「1931」「9月18日」の箇所にみえる。そして、「1945」「8月15日」のところに、「太平洋戦争終戦。」と記されているのだから、計算は単純に、1945.8.15 – 1931.9.18の引き算で、その解を「15年間」とはいえないはずだ。

しかもこの年表には、「満洲事変」「日中戦争」「太平洋戦争」の語があっても、「十五年戦争」の5文字の記載がない。子どもたちは、いや大人であっても、これらの戦争の違いや重なりぐあいなどを、うまく理解できるだろうか。

ところで、8月15日に戦争が終わったのか、その日に「終戦」をとらえる歴史意識には、いったいなにがあらわれているのか<sup>5)</sup>。

#### §

のちにみるとおり、このギ展での「参考文献」として用いられている『戦争とハンセン病』という著書において、著者自身が「近現代日本のハンセン病政策の概略を戦争の歴史と並行して叙述することにより、隔離政策と戦争政策とのストレートな関係性について論及した。」内容だと当該章にさきだってまとめた「戦争と隔離」と題された章では、2つある節のうち、まえにおかれた「日清・日露—アジア・太平洋戦争と隔離」と題された第1の節にのみ、「国辱」の語がみえる(p.7に2回、p.9に1回、p.11に1回、p.13に2回)。また、同書「戦争とハンセン病—プロローグ」にも1か所にある(p.2)。それらすべてに鍵括弧がついているものの、同書でそれらは史料からの引用ではなく、同書著者が用いた語だとみえる扱いだ。そのなかの1つの記述が、「欧米ではきわめて少数となったハンセン病患者が大勢放浪し、物乞いする光景は「国辱」以外のなものでもなかったのである。」(p.9)。

この一文は見出し「「国辱」としてのハンセン病」のもとにある。つぎの見出しが「法律「癩予防ニ関スル件」の成立」で、同語は「日露戦争にも勝利して「文明国」「一等国」という意識を国家と国民が共有したとき、大勢のハンセン病患者の存在はさらなる「国辱」として認識された。」(p.11)にみえる。この一文のつぎの段落で、「翌一九〇七年、〔中略〕法律「癩予防ニ関スル件」として成立した。」と記される(なおここには「成立」の月日の記載なし)。

こうして同書の「国辱」の語に着目すると、「ごあいさつ」パネルのさきにみた、「放浪するハンセン病患者を「国辱」として「癩予防ニ関スル件」を1907年に施行します。」との指摘がなりたちそうではある。

『戦争とハンセン病』の著者が、同書よりもまえに刊行した著作『いのち』の近代史—「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』(かもがわ出版、2001年)をみると、同法にかかわる箇所は、「I 「一等国」へのばく進の途上で」の「第二章「一等国」の恥辱」と「第三章 法律「癩予防ニ関スル件」」だろう。第2章では、史料の引用中に「国家の恥辱」の語があり(p.44)、そのまえに鍵括弧なしで「国辱」が2回記され、第3章では、まずその冒頭に鍵括弧なしで「国辱」の語があり(p.45、ついでp.49)、またここでも史料の引用において「一国の体面乃至一家の恥辱」(p.47)、「国辱」(p.49)の語がみえる。

引用箇所の原典を順にあげると、『東京日日新聞』(1905年11月7日)、光田健輔「癩病患者に対する処置に就て」(『東京市養育院月報』第59号、1906年1月。ただし同書では『東京養育院月報』と記載)、「一九〇六」「第二回帝国議会」「三月二六日、衆議院本会議」。

#### §

前記の『東京日日新聞』紙面(3面)「リツデ

5) 佐藤卓己『八月十五日の神話—終戦記念日のメディア』(筑摩書房、2005年)、阿部安成「記憶から歴史へ／歴史から記憶へ」同ほか『浮遊する「記憶」』(青弓社、2005年)を参照。

ル嬢と癩病院」の見出し記事では、「我邦は癩病患者の数に於て印度に次ぎての多数を有し、人口の割合を以てすれば世界第一の癩病国なり、此事実に国家の恥辱なり」と断じている。この記事に「放浪」の語はない。

この記事は、見出しがあらわしているとおり、熊本で回春病院を運営するハンナ・リデルを囲む集会の報道である。その場で、光田健輔が「癩病の歴史、各国に於る過去現在の状況及癩病の遺伝質なるより寧ろ伝染質にして我邦中三万有余の患者が自由に放任せらるゝは益々国人中に伝染するの危険あること」などを述べ、山根正次代議士が「隔離法の行はれざる為め危険多きも殊に貧困なる癩病患者の或は路傍に物を乞ひ或は木賃宿に寄泊する等より伝染すべき恐れの最も大なるを云ひ、」、「東京高等師範の金沢教授」が「回春病院の来歴及現状」を述べるなかには、「熊本県の患者は去りて他県に飄流し、」の文言があった。

こうしてみると同紙記事は、家庭や施設に留まらない「患者」に目を留めてはいるものの、「放浪するハンセン病患者を「国辱」として」議論しているのではない。その数の多さを恥として嘆じたのだった。

記事にみえる「我邦中三万有余の患者が自由に放任せらるゝ」との光田の指摘は、それがすべて「放浪するハンセン病患者」を指すのではなく、「近世ノルウェイ、露国、布哇等に於て隔離主義を取りて或は病院を設け或は癩病者永住地を特定したる」との対照で、かかる「隔離主義を取」っていない現状を「自由に放任せらるゝ」と述べているのである。

第2の光田の言は、たしかに、「浮浪癩病者」への対処を説く（原典の p.10）<sup>6)</sup>——「恐る可き病毒の散布者たる浮浪癩病者は諸国の倒るに

徘徊し、殊に神社仏閣名所旧跡の地にして人の集合する所は彼等の生活に尤も便宜なる所として群集するを見る。／此の如きは一国の体面乃至一家の恥辱の如き無形的損害のみに止まらず實に公衆衛生上の有害物にして国家にして離隔所を起し」と、厳密にみると、「浮浪癩病者」は「一家の恥辱」であって、「国家の恥辱」とはいっていないのだ。光田もこの稿においては、「放浪するハンセン病患者を「国辱」として」とらえてみせてはいない。

しかも、「殊に神社仏閣名所旧跡の地にして人の集合する所は彼等の生活に尤も便宜なる所として群集するを見る。」と光田がとらえるこの「群集する」を、厳密にいって、「放浪」と同義のようすといい得るのかどうか。

## §

第3にあげられた帝国議会の議論をていねいにみよう。その出典は、「衆議院議事速記録第二十二号」の「第十七 癩予防法案（山根正次君外二名提出）第一読会の続（委員長報告）」である<sup>7)</sup>。

そこで島田三郎が「癩病の本質」を説く。それは同病が「伝染病」であることにくわえて、「我國は世界に於ける多くの癩病を持って居るところの、誠に嘆息すべきところの国柄で」、かつ「日本は世界の三番の癩病の多い国であると称せられて居る点だという。しかしながら、「此恐るべきところの病気に付いては、まだ何等の施設がないのでございますから、道路に彷徨して屢々人を驚かし心ある人をして悲しましむるのも、此事実から來るのであります、此注意深き人をして衛生上の危険を感じしめるのも此事のためであります、此事に付いては公の力を以て何等の施設がないために、其病院として設立せられたものは悉く外国人の手に成って居ると云

6) これについては、国立国会図書館デジタルコレクションで、またハ資であれば図書室にある、渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第24巻（渋沢栄一伝記資料刊行会、1959年、p.486-598）で閲覧できる。

7) これについては、『編集復刻版近現代日本ハンセン病問題資料集成』戦前編第8巻（不二出版、2002年、p.41-43）所収「衆議院議事速記録第二十二号」で閲覧できる。引用にさいして、漢字カタ仮名文を漢字ひら仮名文にかえた。

ふことに至っては、日本の国の名誉としても何とか処分をしなければならぬと云ふ事実が目前に迫って居ります」との実態をあげながら、「実際に日本の衛生的防禦の不完全を示すもの」ととらえ、さらに「国辱として論ぜねばならぬことがある、それは熊本の病院は外国人が是を経営して居るために、其費用の乏しい」と述べたところで、「もう御止めなさい」との不規則発言が入ると、それにたいして「止めるることは出来ませぬ、」と応じて、その野次に動搖したのかいくらか筋が乱れながら島田はさらに、「外国人の報告に依って日本の癲病患者の数が三万以上と云ふ」数値をあげ、「日本は武力に於て世界の一等国になって居るに拘はらず、野蛮国でなければ現はれないところの此癲病患者が是の如く多数あって、此取締法に一も注意を払はぬと云ふことに至ったならば、此点に於ては日本は何分にも文明国に列する面目はないと本員は思ふのでござります、」(下線は引用者による)と同法案の「精神」を開陳したのだった。

みたとおり、島田はたしかに「彷徨する」、「国辱」の言辞を使って現状をとらえてみせる。ただしその一方で、引用にあきらかなとおり、島田のいう「国辱」とは、「外国人が経営」する「熊本の病院」での「費用の乏しい」ことをめぐる事態を指しているのだ。

もちろん「癲病」の「多」さもまた、島田を「嘆息」させてはいる。それとあわせて、「癲病の多い国」でありながら、その病院は「外国人」の経営によっている実情を、「日本の国の名誉」としてあらためなければならないと島田は唱えているのである。これをみても、「放浪するハンセン病患者を「国辱」として「癲予防ニ関スル件」を1907年に施行します。」とはいえない<sup>8)</sup>。

わたしの疑義(本稿さきの①)は、「国辱」を軸とする法律第11号「癲予防ニ関スル件」制定

の説明にあった。出典が示されていないパネルの記述を議論するむつかしさは、ギ展題目がそれを解消させるだろう。展示題目とまったくおなじ語句の図書があり、(後述するとおり)、記述の表現や観点もが似ているとなると、その図書を検討する手立てがある。そこに示された史料をふまえると、「放浪するハンセン病患者を「国辱」として「癲予防ニ関スル件」を1907年に施行します。」の言辞は、実証が果たされていないのである。

§

国立ハンセン病資料館編『ハンセン病関連法令等資料集』(国立ハンセン病資料館ブックレット2(国立ハンセン病資料館、2010年)では、法律第11号「癲予防ニ関スル件」について「1907(明治40)年3月18日公布」との表示がある。なお同書「解題」には「1907年に成立した「癲予防ニ関スル件」でらい対策が始まり、」との記述があるも、同法施行年を記していない。この点は同書の「増補改訂版」である、国立ハンセン病資料館編『ハンセン病問題関連法令等資料集』(同前(同前、2021年)も同じで、さきの表示があり、ただし、同書「解題」には、同法の成立、制定、公布、施行の年月日は、どれも記されていない。

ハ資編集発行の『国立ハンセン病資料館常設展示図録 | 2020』(2020年初版、2022年改訂版第1刷)の見出し「ハンセン病の伝染病判明と「癲予防ニ関スル件」の成立」で、「明治四十年法律第十一号／1907(明治40)年に公布され、2年後の1909(明治42)年4月1日から施行された。この法律の公布により、全国5ヵ所に公立療養所が設置され、患者の「救護」を目的とした隔離収容が開始された。収容の対象は「浮浪癲」であり、風紀取締の側面が強かった。[出典:『法令全書』](p.22)との記述がある(なお、同法に「浮浪癲」の語はない。国立ハンセン病資料

8) 藤野は前掲『いのち』の近代史において(p.49)、島田の発言について本稿本文下線部をつなげて示し、熊本云々の箇所をすっぽりと省いている。これは適切な引用、参照ではない。

館編『2016年度春季企画展「らい予防法」をふりかえる』国立ハンセン病資料館, 2016年, 2022年2刷(改訂), p.10-13, を参照。上記引用文からすると「公布により〔中略〕隔離収容が開始された。」とあり, これでは収容開始が1907年のことと受けとられる恐れがあるのではないか)。

さらにほかの文献をみると, たとえば, ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』(日弁連法務研究財団, 2005年)では, 同法について, 1907年公布, 1909年施行, と記し(p.52, 59), 同書「第二 1907年「癩予防ニ関スル件」「三「癩予防ニ関スル件」の成立」では, 同「法案は〔1907年〕2月21日に衆議院で, 3月10日に貴族院で, それぞれ政府原案とおり可決され, 成立した。」と記している(p.59)<sup>9)</sup>。

また, 国立療養所邑久光明園名誉園長牧野正直は「政府は1907(明治40)年法律第11号「癩予防ニ関スル件」を公布し1909(明治42)年それを施行」と記している「ハンセン病の歴史に学ぶ—ハンセン病療養所医療100年をふりかえる」(『日本ハンセン病学会雑誌』第79巻第1号, 2010年, p.25)。

1996年以降のハンセン病史をめぐる1つの成果としてのハンセン病問題に関する検証会議編著でも, なによりまた, 自館の刊行物も, そこに記されている事実は, それらをみさえすればわかるのだから, きちんと記した方がよい。

止めは, ハ資常設展示——「明治四十年法律第十一号(部分)／通称「癩予防ニ関スル件」。1907(明治40)年に公布され, 2年後の1909(明

治42)年4月1日から施行された。」, 以上。自館の展示を, しかも常設なのだから, きちんとみたほうがよい。

## §

じつは, 『広辞苑』(第6版)には, 「1931年(昭和6)の柳条湖事件から45年の降伏まで, 日本が15年にわたって行なった一連の戦争, すなはち満州事変・日中戦争・太平洋戦争の総称。」が「十五年戦争」だと記されていたのだ(以下, とくにことわらないかぎり, 辞書はEX-word DATAPLUS9(CASIO XD-K18000)を用いた)。これは同書第7版(冊子体)もおなじ(ただし縦書きなので表記には漢数字が用いられている)。こう『広辞苑』に記されているとなると, 「15年にわたる」とのパネル表記は, どうにも致し方ないか<sup>10)</sup>。

いくらか硬い文献をみよう——歴史教育者協議会編『ちゃんと知りたい!日本の戦争ハンドブック』(青木書店, 2006年)の「十五年戦争」の項には, 「1931(昭和6)年の柳条湖事件勃発から45年のアジア太平洋戦争終結にいたる足かけ15年間(実質13年11ヶ月)にわたる戦争の総称。」(署名は「山田」)。またまた厄介なことに, 「足かけ」の語がくわわった。これは『広辞苑』で「年月日などを数える場合, 前後の端数(はすう)をそれぞれ1として, おおよその数をいう語。」といわれても, すぐにはどうもよくわからない。『精選版日本国語大辞典』をみると「年, 月, 日などで期間を表わすのに, 始めと終わりの年(月, 日)をそれぞれ一年(月, 日)で数える数え方。」これだと, 1931年で1年, 1945年で1年, そのあいだに13年あるから,  $1+13+1=$

9) 内閣府HPには, 「法律案は, 憲法に特別の定めのある場合を除いては, 衆議院及び参議院の両議院で可決したとき法律となります。／こうして, 法律が成立したときは, 後議院の議長から内閣を経由して奏上されます。」との記述がみえる(「法律ができるまで」「法律の成立」<https://www.clb.go.jp/recent-laws/process/#anchor-5>)。法律の成立とは, 国会両議院での可決を指す(田高寛貴ほか『リーガル・リサーチ&リポート』有斐閣, 2015年, p.174)。この点は, 帝国議会においてもおなじ。

10) 「わたる」についても『広辞苑』を参照すると, 「交渉は2日間に一・って行われた」の用例が示される, その意味は「広がり及ぶ。通じる。」「広がり及ぶ。」といつても, 20時間で終わった交渉を, 「2日間に一・って」とはいわない(もちろん3時間だろうが, 土曜日から日曜日にかけての交渉であれば, 2日間にわたって, と記すことが可能だが)。

15で、足かけ15年、だ。ようやく納得。

その項では、さきの引用につづいて、「56年に鶴見俊輔によって提唱され、歴史学界においても普及した。」とくわわる。歴史学界では、1986年に江口圭一『十五年戦争小史』(青木書店)が(同書はその後、1991年に同社より新版が、2020年にはちくま学芸文庫版が出版される)、1988年から1989年にかけて、『十五年戦争史』全4巻(藤原彰ほか編、青木書店)が刊行された。

もう1冊、その名も『アジア・太平洋戦争辞典』(吉田裕ほか編、吉川弘文館、2015年)——「一九三一年九月十八日の柳条湖事件を発端として始められ、四五年八月十四日のポツダム宣言受諾、八月十五日の昭和天皇の終戦の詔書の放送(玉音放送)および九月二日の連合国に対する降伏文書の調印によって終結した足かけ十五年にわたる一連の戦争。」まるで足並みをそろえるかのように、ここでも「足かけ十五年にわたる」と示す(署名は笠原十九司)。

後者の辞典も、その呼称は「五六年に哲学者・思想家の鶴見俊輔によってはじめて用いられた。」と記す。では、ここで鶴見の言をみよう——同人の「知識人の戦争責任」(『中央公論』第808号、第71年第1号、1956年1月)は、冒頭「昭和六年(一九三一年)から昭和二十年(一九四五年)にかけて、日本のつづけて来た戦争は悪い。」に始まり、そのつぎのつぎの第3文に、「この十五年戦争(一九三一～四五年)を悪いことだつたと思うものにとつては、自分がこの事業に演じた役割に応じて、責任をとることが必要になる。」(p.57)と件の語がみえるも、同人は年数にはまるで頓着せずに、「戦争責任」の論を展開する。5の倍数で区切る、そのきっぱりとした感じが好まれたのだろう(もちろん「一連の戦争」ととらえるところが重要で、それゆ

えに「歴史学界においても普及した。」のだし、また、反発もあった。それはここではおく)。

さて、この「ごあいさつ」パネルには記載場所がない「参照文献」が、ほかのすべての章にはある。後述する第1章パネル5で「参照文献」としてあがる『戦争とハンセン病』(藤野豊、吉川弘文館、2010年)には、「その年〔1931年〕の九月一八日、柳条湖事件により満州事変が勃発し、日本は一五年間にわたるアジア・太平洋戦争に突入する。」との記述がある(p.19)。さきの「ごあいさつ」パネル引用箇所は、この藤野の記述によく似ている<sup>11)</sup>。

最後にもう1つ——Wikipediaですら、十五年戦争を「足掛け15年(実質13年11ヶ月)」と記しているのだから(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%81%E4%BA%94%E5%B9%B4%E6%88%A6%E4%BA%89>)、やはり、呼称としての「十五年戦争」と、その期間を、そのまま15年と数えることとは、違うといおう。

## §

「ごあいさつ」のパネルをみた時点、いいかえると、ギ展のその冒頭においてすでに、わたしはこの展示制作の練度が気になってしまった。パネル「ごあいさつ」に導かれて、疑念を持ちながら、展示をみてゆこう。

ギ展は、「1章 戦時下のハンセン病療養所」「2章 沖縄戦」「3章 軍人癪」の構成をとる(これまた厳密にいうと、第1章、などとするべきではないか。もちろん書籍においても「第」をつけない例があるが)。順に展示をみてゆこう(文字パネルや展示品については、章ごとに、本稿での番号をふってゆく)。

第1章のパネル1には、「空襲、患者作業、医療・物資・食糧の欠乏」との題目がみえる。ついで、『俱会一処—患者が綴る全生園の七十年』(多磨

11) 似ているところはほかにもあり、このギ展が展示している時代をふまえると、ギ展フライヤと「ごあいさつ」パネルにいう「戦争とハンセン病をめぐる日本の近代史」の言辞は、展示内容からすると、近現代史、が当てはまると思われる。パネルの表記は「参照文献」にはあがっていない、前掲藤野豊『「いのち」の近代史』の書名に引きずられたとみえてしまう。

全生園患者自治会編, 一光社, 1979年)<sup>12)</sup>から引用があり、そこに記された1944年の国立療養所多磨全生園(以下、療養所名は初出時のみ「国立療養所」をつける)のようすを敷衍して、「ハンセン病療養所では乏しい運営予算を理由に患者が労働力として駆り出され、様々な患者作業を強いられました。それは戦時体制下も同様でした。空襲という危機的な状況のなかで、入所者が障がいの重い入所者のケア(「付添看護」と呼ばれる)を担わされていたことがわかります。」と、章題にいう「患者作業」が強制や使役だったと示す。

こうした強制や使役の指摘は、題目にある「空襲」や「欠乏」ともかかわって示され、「燃料不足のため〔多磨全生園では〕園内の樹木が次々と切られ、防空壕掘りも患者が担わされました。」というぐあいだ。

また、「空襲」については、それによる「人命の被害は無かったものの、主に食糧の欠乏を理由に、同園〔多磨全生園〕の死亡率は終戦に向かって高まり、1944年には、136名(全入所者の9.7%)、1945年には、142名(全入所者の11.6%)が亡くなりました。」とみせ、ついで、「一方、沖縄を除き、全国の療養所で空襲による人命の被害があったのは鹿児島の国立療養所星塚敬愛園です。1945年の同園の死者142名(全入所者の13.2%)のうち、爆撃による死者は6名、重傷は1名(後日死亡)と記録されています。」と示す。

さきのパネルには、「参照文献」として、「清水寛『<sup>〔マサ〕</sup>第2次世界大戦と障害者—太平洋戦争下の精神障害者・ハンセン病者の生存と人権—』

(埼玉大学紀要教育学部(教育科学)第39卷第1号、1990年)」と「星塚敬愛園入園者自治会編『名もなき星たちよ—星塚敬愛園五十年史—』(星塚敬愛園入園者自治会、1985年)」があがってている<sup>13)</sup>。

さきのパネル1の右には、「国立のハンセン病療養所における死者数の年度別推移」と題された第1章パネル2があり、1935年から1950年までの前記数値が棒グラフで示されている。ただし、数値があげられた療養所は9園にとどまり、現在の国立療養所松丘保養園、国立駿河療養所、国立療養所菊池恵楓園、国立療養所奄美和光園がなく、かつ、その理由も明示されていない(また、当該期の「国立の療養所」というとき、朝鮮半島の小鹿島更生園と台湾島の樂生院を省いてよいのだろうか)。

このパネルに記された「参照元」の文献は、さきにもみえたとおもわれる(さきの書誌情報とはいくつか表記が異なる。その箇所に波下線を引いた)清水寛『<sup>〔マサ〕</sup>第2次世界大戦と障害者(1)—太平洋戦争下の精神障害者・ハンセン病者の生存と人権—』(『埼玉大学紀要教育学部(教育科学)』39卷1号、1990年)<sup>14)</sup>と、あらたに、「藤野豊『日本ファシズムと医療』(岩波書店、1993年)」「沖縄県ハンセン病証言集編集総務局『沖縄県ハンセン病証言集 宮古南静園編』(宮古南静園入園者自治会、2007年)」。

「国立のハンセン病療養所における死者数の年度別推移」を示すにあたって、この藤野の著書と沖縄の証言集の、どこを、どう「参照」としたのか。

前者の藤野の著書には、表5-⑧として、清水

12) 同書はその表紙と背表紙に「多磨全生園患者自治会編」と記されているも、その奥付には「著者 多磨全生園患者自治会／代表 松本馨」と記載。ハ資「蔵書検索」では「著者名」「多磨全生園患者自治会」との表示。なおハ資のこのデータベースには、「俱会一処」で登録されていて「俱会一処」で検索するとヒットしない。国立国会図書館も登録は「俱会一処」だが「俱会一処」で検索してもヒットする。「俱」は俗字(『新漢語林』第2版)。

13) ギ展パネルに記された文献の書誌情報には適切ではないといわざるを得ない箇所が複数ある。それについては、前掲阿部安成「節目にちぐはぐ、まちまち、あらあら」を参照。また、同一文献がパネルによって表記が異なる箇所もみられる。それについては本稿に示した。

14) なお、厳密に記すならば、掲載誌上の清水稿のナンバリングは「〔I〕」(アラビア数字ではなくローマ数字、括弧は亀甲)。この清水の紀要掲載稿はハ資図書室に所蔵されていない。

稿収載表IV(p.33)の題目がそのまま用いられた「国立ハンセン病療養所における入所者・死亡者数と死亡率の年度別推移」がある(p.276-277)。そこには、清水稿同表の注記が「註」としてつけられ、全体に記載事項は清水稿にほぼおなじで、異なる点は、清水稿の誤り4箇所「東北新園」「多摩全生園」「星塚警愛園」「風習の紋」が正されていること。藤野の表5-⑧は、数値については、清水の表IVそのままなのだから、ギ展においてとくに藤野の著書を「参照元」にあげなくてもよいとおもえるのだが、さきにみた園名と書名の誤りが正されている点を「参照」としたということか。

後者の証言集をみると、その収載「年表」の下段に「入所者動態数」があり、その内訳が「入所」「死亡」「入所者」である。同書のその数値は、「一九六五年頃から南静園福祉室が新たに作った「年次別患者動態調」より記載した。」とのこと(p.572)。清水稿の表では、宮古南静園の1942年度から1944年度までの入所者数と1942年度の死亡者数が空欄である。そこがギ展前記「年表」で埋まっているだけでなく、ほかの年度においても異なる数値が記されているところがある。ギ展第1章パネル2では、この後者「年表」の「入所者動態数」が用いられている。

ただし、藤野が転載し、ギ展でも「参照」として用いられた清水稿の表には、「死亡率」の計算に12箇所もの誤りがあった。藤野はそれをそのまま転載している。以下、地域名を抜いた園名、年度、誤|正の順に記すと、新生園、1944, 3.9|3.8、楽泉園、1937, 4.9|4.8、同、1944, 7.4|7.3、愛生園、1935, 5.3|5.2、同、1946, 12.6|12.5、光明園、1935, 4.0|4.1、愛楽園、1939, 11.3|8.9、同、1944, 7.0|6.9、同、1946, 4.6|6.6、南静園、1935, 2.3|2.2、同、1936, 4.4|4.3、同、1946, 11.0|10.9。同表での「死亡率」は、小数点以下第3位を四捨五入したり切りあげたりと区区なのだ。これを

ほんのわずかな誤りとすませるのであればそれもよいが、11.3|8.9や4.6|6.6は、そうかたづけるわけにはゆかない。

また、あらためて、清水紀要稿掲載の表IVをみると、1948年度の「元号」を「13」としている誤記がある。さらに、典拠として記載された史料と表の数値とをつきあわせると、表IV「多摩全生園」の1948年度「死亡者」が「108」とあるは誤りで、出典である『俱会一処』の「開院以来の入所者異動状況」(p.276)でその数値は「年間収容者数」である。1948年度の「年間死亡者数」は「67」。典拠として示された『隔絶の里程—長島愛生園入園者五十年史』(長島愛生園入園者自治会、日本文教出版、1982年)をみても、国立療養所長島愛生園の1935年から1950年までの「入所者」「死亡者」の数はわからない。同園についてのもう1つの典拠である『長島愛生園創立50周年記念誌』(国立療養所長島愛生園、1981年)の「(1)患者統計／ア 患者異動表」(p.110-111)には、「昭和6年」「昭和10年」「昭和15年」「昭和20年」から「昭和25年」までの数値を掲載しているも、上記のとおり欠けている年次がある。それらについては、「注 昭和19年までは抄記につき30周年記念誌参照」とみえる。そこで、『長島愛生園30年の歩み』(国立療養所長島愛生園、1960年)<sup>15)</sup>をみると、その「第3編 附表」「第1章 患者統計」「1. 患者異動表」にさきに不記載とした8年次分が記されている(p.160-161)。典拠としては、『隔絶の里程』ではなく、この『長島愛生園30年の歩み』をあげなくてはならない。典拠としてあげられた、『宮古南静園開園50周年記念誌』(国立療養所宮古南静園、宮古南静園入園者自治会、1982年)の「年次別患者動態調 54年12月末調整」(p.28)は、「年次別」「20」(おそらく昭和)からの数値があるばかりで、それ以前はない。1935年から1944年までの数値について、清水がなに

15) 同書奥付の「昭和35年11月20日発行／昭和36年8月1日印刷」との表示は、「発行」と「印刷」が逆の恐れがある。ハ資「蔵書検索」では「出版年月」が「1960.11」「1960.11.20」と表示される。

を典拠としたのか、わからない。

なお、前掲の『長島愛生園創立50周年記念誌』に「全国国立・私立らい療養所開所以来患者数調／（昭和54年12月末現在）国立療養所長島愛生園調査」（p.119-120）が折り込まれている。清水が表に記した、宮古南静園の1935年から1944年までの数値と、上記調査の数値とは合致しない。

あらためてギ展パネルをみると、その題目には「年度別」と明記されている。清水稿表IVも「年度別」だ。だが、清水が示した典拠文献に記された数値は「年次」「歴年」「年度」「年度別」のそれで、すべてが「年度別」ではない。しかも清水自身が「ただし各年の入所者数の不明な園もあるため、『死亡率』は各年末の入所者を基に算出した。」（p.33）と記しているのだ。「各年末」の数値と、年度末のそれとでは、当然のこと、異なる。

2025年のいま、戦時下療養所の「入所者」と「死者」の数をつかむのに（これについては別途発表する予定）、発表からすでにおよそ35年を経過した清水の稿に頼らなければならないのか。2025年の現時点で、「国立のハンセン病療養所における死者数の年度別推移」を示すときに、前記3著のみを「参照」するだけよいか気になる。とくに清水稿の表はすでに列挙したほどに誤りがあるとわかっているのだから、それをそのまま先行する成果として扱えるのかどうかを、きちんと問わなくてはならない。

## §

さて、パネル「国立のハンセン病療養所における死者数の年度別推移」の隣には、「ハンセン病療養所の「銃後」と題されたパネル（第1章パネル3）があり、まず、藤村詩朗の「夢は現実の前触れである」（『山桜』第26巻第3号、1944年3月）の一部引用がある（パネル表記では引用にさいして、「お國」では旧漢字を用いながら、なぜか「現実」「前触れ」「労働」は新漢字で記している。なお原文では「労動」の表記。また、この引用につづく記述の第1段落では

「1941〔年〕にはじまるアジア・太平洋戦争」との脱字がある。要追記の語句は〔 〕内に記すとともに二重下線を引く。以下同）。

ここでは、藤村の「國の役に立ちたい」に着目して、そうした在園者の意思と自負とが、「國の軍国主義政策は一段と強化され、その影響は入所者の生活にも及んでゆくなかで、吸収されていった」との謂なのだろう、その「一例に、第一区府県立全生病院（現・多磨全生園）では、入所者の生活の統制を目的とした職員と患者による全生常会が1941年に発足しました。」と示す。かかる統制機関が機能してゆくなかで、「國の役に立ちたい」という入所者の思いが利用され、「、、、、」て、さまざまな「國策に対応する取り組みがおこなわれました。1942年には、同園〔多磨全生園〕における「戦陣訓」として、「療養生活五訓」が定められ、集会等で入所者らが唱和させられたことも記録に残っています。」と、多磨全生園では「生活」の場にも「統制」がおよび、さまざまな領域で動員がおこなわれたのだと説く。

強制、使役、動員の稼働領域はさらにひろがり、「こうした統制は生活の側面ばかりではなく、園内の思想や文化活動にも及び、入所者による戦争協力詩なども残されました。」といい得る領域をも侵食し、ただし、「それらについて多磨全生園の入所者は、「聖戦を信じ、皇軍讃歌を、日本の栄光をうたっている。それらのせい一ぱいの表現の氾濫を読むのは痛ましい」（多磨全生園患者自治会編『俱会一処 患者が綴る全生園の七十年』（一光社、1979年））と戦後に振り返っています。」と事後の回顧をも提示している（パネルに記載されていない出典のページ数はp.151。当該箇所の執筆者は不明）。

これは、「空襲、患者作業、医療・物資・食糧の欠乏」（第1章パネル1題目）との窮屈と困苦とが療養所に充溢し、「国立のハンセン病療養所における死者数の年度別推移」（第1章パネル2題目）にはっきりとあらわれるほどの生命の危機が進行した、「ハンセン病療養所の「銃

後」」(第1章パネル3題目)において在園者は、戦時の「統制」下で強制と使役と動員の客体として生きるよりほかなかった、との展示趣旨(story)と読めてしまう。

「園内誌『山桜』第25巻第2号、1943年2月」と題された第1章パネル4の説明は、「1943年(国立ハンセン病資料館蔵)／〔中略〕入所者が創刊したが、やがて園が患者の慰安を目的に出版を主導した。特に思想統制が厳しかった時期に発行された本号では、戦時下に定められた「療養生活五訓」が表紙に掲載された。」。展示された同誌の表紙写真にはたしかに、「療養生活五訓」がみえる。それを転載しよう(漢字カタ仮名表記を漢字ひら仮名表記にかえた)。

一、吾等は大御心を奉体し一意専心療養に励むべし／一、吾等は皇軍将士の心を心とし困苦を克服し必勝の信念を固むべし／一、吾等は相愛共助の精神に則り人格を鍛磨し相互の幸福安寧を図るべし／一、吾等は公益優先を信条とし各々其の分を尽し銃後奉公の誠を捧ぐべし／一、吾等は感謝報恩の念に燃え大政に協翼し明朗健全なる楽土を建設すべし

こうした規範、当為、訓育は、戦時下のいわば上からのお為着せだと展示では觀せているのだろうが、「皇軍将士」「必勝」「銃後奉公」という戦時ならではの語が組み入れられている、とはいえ、平時の生活の場にもみられ得る「一意専心療養に励む」「困苦を克服し」「公益優先を信条とし」「感謝報恩の念に燃え」「明朗健全なる楽土を建設すべし」との熱誠の気概や、確固とした意志や、わが身を奮い立たせる勇猛心もまた、戦時下に強いられ、そうさせられたのであり、療養所を生きるものたちがみずから志向するところではなかったというのだろうか。逐次刊行物編集発行の主導権を奪われた在園者は、ギ展において、かかる媒体の脇役、あるいは客体にほかならず、さらには、「慰安」という安寧にむかう心の所作においても、「生活」という生そのものの活かし方においても、おな

じくそれらの脇役、あるいは、客体に、在園者はおかれてしまったのだ。

では、展示された『山桜』第25巻第2号(1943年2月)に載る、ただし、展示されてはいない、つぎの詩歌をどう読むのか。

民族の共有せざる血潮もてこの一年を闘ひてきぬ／ひたすらに血潮凝らし呼吸つめて待ち明かす耳に轟け勝どき／不可能を可能となせる大戦果相づきけり一年のうち〔森直太郎「大東亜戦争一周年」p.4〕

日本の尊さに胸うたれ／日本の恵みに額垂れ／私は床の中で省る／ああ、幾万の恩にむかひ／ただ詫びするだけのこの現身／静かな秋の夜、耳傾け／こころにつもる この惜憤は……／ああ、私は眠れない〔松井秀夜「私は眠れない—靖国神社臨時大祭の夜に」p.16〕

アメリカはいま太陽をうしなひ／ひかりをうしなつたのだ／そしていやアメリカは文化をも／うしなつたのだ／〔中略〕／哀れむべきかなアメリカの国民／今日もまた／おまへたちの星条旗が／南の海深くいくつともなく／没したるかを知ることで／あらう。〔村瀬哲二郎「アメリカ」p.18〕

療養所内で詠まれたこうした詩歌にたいしての応答をみると、

村瀬君の「アメリカ」も、無難であるだけに力が足りない。気魄が足りない。撃滅の意氣でこの素材を用ひたら、堂々凜然たる作品が出来はしないだらうか。もつと内部から盛上の憤懣をまつべきであつたらう。憤りの不足してゐる中に書かれたもの、といつた感がする。〔佐藤信重「選後評」p.20〕

と手厳しい、よりいっそうの「憤懣」をもとめている。

第1章パネル3での『俱会一処』からの引用で、パネルには載らなかった一文がある。パネルでの引用箇所のすぐまえに——「戦争に一ぱん熱くかかわっているのは詩である。」があった(p.151)。展示の担当者からは無視されて引用

されずに、パネルへの転載では省かれてしまつた一文だ。『俱会一処』に記された、統制の侵犯を許してしまった戦時を悔いる回顧は、その一方で、戦争詩に漲った「熱」を決して忘れはしていなかったのだ。のちの回顧においても鮮明に想起されたこの「熱」を、わたしたちは、なかつたものとしてよいのだろうか<sup>16)</sup>。

なお、場面や情況は異なるものの、ハ資ではこうした過去の「熱」に着目した企画展があった——「スポーツにかける入所者のすさまじいまでの熱狂ぶりは、こうしたところ〔「入所者にとってスポーツは、単なる娯楽の域を越えて、生きるために必要なものだったのです。」を指すか〕から生まれています。入所者がスポーツに向けた、いわば“生きるための熱”を感じていただければ幸いです。」(国立ハンセン病資料館「はじめに」国立ハンセン病資料館編『2016年度秋季企画展 生きるために熱—スポーツにかける入所者たち』国立ハンセン病資料館、2016年)。「スポーツにかける入所者たち」の「熱」は「生きるため」であったからそれはとりあげるが、戦時下の強いられた作詩は、紛いもの扱いするということか。

#### §

ここで、さきにみた第1章パネル3の文言——「こうした統制は生活の側面ばかりではなく、園内の思想や文化活動にも及び、入所者による戦争協力詩なども残されました。」にみえる「戦争協力詩」に着目しよう。ギ展では戦時「統制」の産物ともいべき扱いをうけている在園者自身による表現である「詩」を、展示にさいしてどう呼ぶのが適切か、を問う。

たとえば、国立国会図書館の「所蔵資料を検索」すると、「戦争協力詩」の語で2000年から2025年までに出版された図書が6件ヒット、ハ資「蔵書検索」では、それを「タイトル」「キーワード」として検索した結果はどちらもヒット

ゼロ。他方で、「戦争詩」の語で検索すると、前者で71件、後者でおなじく「タイトル」で1件、「キーワード」で5件だった。

戦時下での詩作をめぐって「協力」の語を使うか否かには、それをどうみるのかが当然のことあらわれている。そうした意図をもふくめて、ギ展観覧者が「戦争協力詩」について、ハ資館内の図書室でそれにかんする本を読もうにも、「戦争協力詩」の語でデータベース検索しても1冊もヒットしないのである。

もちろん、ハ資のギ展において、戦時下のハンセン病をめぐる療養所での詩作を「戦争協力」ととらえてみせてもかまわない。しかし、その展示の観覧をきっかけとして戦時下の詩作を学習しようとする意欲をもつ来館者がいたばあい、それをうまいぐあいに展開させる「教育啓発」の機能を果たそうとするのであれば、それにみあう「ハンセン病に関わる資料を収集、保存」しなくてはならないはずだ(ここでの引用2語は、いずれもハ資HP「目的・理念・求められる資料館像・機能」の「機能」にみえる語)。

館内での展示パネルに記された語を、館が提供するデータベースで検索しても、図書がヒットしないとなると、これは「ハンセン病に関わる情報の受発信と集積を行う」(同前)と掲げた看板のもとでの実態が貧弱だと誹りはまぬかれないし、どうしても「戦争協力詩」と明記したいのであれば、そのうえでせめて、(戦争詩)、と添えさえすれば、その語を「タイトル」にふくむ本が図書室に1冊はあるのだから、興味や関心をもった観覧者がそれをつぎへと進めるときの手立てとなり得るのではないか。

その図書室では、「ギャラリー展「戦後80年 戦争とハンセン病」と連動し、同テーマのミニ展示を開催」していて、「従軍経験のあるハンセン病回復者の手記や文学作品を、手に

16) 第二次世界大戦下でのハンセン病をめぐる療養所での短歌について、わたしの考察の一端を、阿部安成『大島コクーン—第二次世界大戦下のハンセン病をめぐる療養所における協同』滋賀大学経済学部研究叢書第54号(滋賀大学経済学部、2025年)に示した。

取ってご覧いただけます。」とのこと(<https://www.nhdm.jp/events/list/9318/>)。2025年7月21日の入館時に、この図書室のミニ展示について、展示図書を選んだ背景や意図について同室員に尋ねたところ、従軍した経験のある回復者の手記や文学作品を選んだ、との応答があった(たとえば、「戦争詩」にかんする文献を展示してもよいのではないか)。それはハ資HPをみればわかるのだから、なぜそうした手記や文学作品を選んだのかを知りたかったのだが、それは伝わらなかった(ギ展会期中にこのミニ展示は展示替えを予定していないと、このとき聞いた)。

## §

第1章の展示品にもどると、それは2点——「柄入りの反物を裂いた包帯」(左)と「『山桜』(第25巻第4号、1943年4月)」(右)。

前者には、「戦中期(国立ハンセン病資料館蔵)／戦時下の物資統制のもとで作られた。こうした包帯は星塚敬愛園など、ほかの療養所でも見られた。」とのキャプションがつく。「物資統制」下の「物資」の「欠乏」ゆえに、「作られた。」との文言がキャプションに記されたこの「柄入りの反物を裂いた包帯」は、戦時下につくられた、強制や使役による物品ではないということか、無地ではなく「〔わざわざ〕柄入りの反物を〔泣く泣く〕裂いて」包帯をつくりされるほどの生活を強いられた、ということではないというのか。

ギ展会期中に再放送されているNHK連続テレビ小説「とと姉ちゃん」第13週(75)「常子、防空演習にいそしむ」(NHK総合テレビ2025年8月20日再放送)において、三女美子が「端切れ」でついた花のアクセサリーが、防空演習のさなかに班長の三宅光政によって剥ぎとられてしまう場面があった。班長いわく、兵隊たちが命をはって闘っているのにこんなことをして不謹慎だとおもわんのか。この回はそのまえに、長女常子には「笑いを忘れないようにこころがけていました」、母君子と次女鞠子には「日々の暮らしのなかでこころを豊かに保つことを忘れてはいませんでした」とのナ레이ションがあり、そうしたいわば戦時下の生活の潤いのデザインとしてさきのアクセサリーが登場したのだった。これはフィクションの一齣にすぎないかもしれないが、石内都は「戦時中は地味なモンペのイメージがあつたけれども、原爆資料館で見せてもらった遺品のワンピースが素敵でおしゃれだった。だからこそ、あの日身につけられていた衣服を中心に撮りたいと思いました」と自身にとっての「ひろしま」を語った(FRaU編集部「単なる遺品の記録ではない。写真家・石内都が撮る、平和への気づきをくれる“遺されたもの”」FRaU the Earth 2023年8月9日付)。石内の作品には、『ひろしま』(集英社、2008年)などがある。戦時下のこころの豊かさやおしゃれは、生活者のこころのうちにまでその場を広げると日々の生活に皆無ではなかった。

この、「柄入りの反物を裂いた包帯」は、こうした名づけ方があらわしているとおり、「統制」がおよばずに、困窮するがゆえに、あるいは、困窮のなかにあっても、くふうを凝らし、生活に潤い(comfortably)や憩い(relax and enjoy)をもたらすために、そして生きるために、無地ではなく「柄入りの反物を裂いて」包帯をつくる、こうした在園者みずからの営為があらわれた品としての展示ではないのだろうか<sup>17)</sup>。それは、展示キャプションが、戦時下の物資統制のもとでつくりされた、とは示していない、柄入りの反物を裂いてまでつくりされた、とはしていないところ(もっとも、そのキャプションは冗長だが)にあらわれている。ここには、戦時下の苛酷というよりほかないと認定できる療養所の生活にも、いわば生の潤いや憩いがあった、それを観せる展示ではなかったのか。

後者『山桜』の説明は、「1943年(国立ハンセン病資料館蔵)／1943年代には戦意高揚の文言が表紙に印刷された。ほかには、「撃ちて

17) ギ展会期中に再放送されているNHK連続テレビ小説「とと姉ちゃん」第13週(75)「常子、防空演習にいそしむ」(NHK総合テレビ2025年8月20日再放送)において、三女美子が「端切れ」でついた花のアクセサリーが、防空演習のさなかに班長の三宅光政によって剥ぎとられてしまう場面があった。班長いわく、兵隊たちが命をはって闘っているのにこんなことをして不謹慎だとおもわんのか。この回はそのまえに、長女常子には「笑いを忘れないようにこころがけていました」、母君子と次女鞠子には「日々の暮らしのなかでこころを豊かに保つことを忘れてはいませんでした」とのナ레이ションがあり、そうしたいわば戦時下の生活の潤いのデザインとしてさきのアクセサリーが登場したのだった。これはフィクションの一齣にすぎないかもしれないが、石内都は「戦時中は地味なモンペのイメージがあつたけれども、原爆資料館で見せてもらった遺品のワンピースが素敵でおしゃれだった。だからこそ、あの日身につけられていた衣服を中心に撮りたいと思いました」と自身にとっての「ひろしま」を語った(FRaU編集部「単なる遺品の記録ではない。写真家・石内都が撮る、平和への気づきをくれる“遺されたもの”」FRaU the Earth 2023年8月9日付)。石内の作品には、『ひろしま』(集英社、2008年)などがある。戦時下のこころの豊かさやおしゃれは、生活者のこころのうちにまでその場を広げると日々の生活に皆無ではなかった。

しやまむ！」(3月)「さあ今だ！日本魂のみせどころ」(8月)などがある。」——1943年の一年間を指す意図で「1943年代」と記したのか、こうした表記をわたしは初めてみた<sup>18)</sup>。

展示された『山桜』(第25巻第4号, 1943年4月)の表紙にみえる標語は、「ここも戦場だ！」。これらの「戦意高揚の文言」もまた、言わされた、書かされた、と展示では観せているのだろう。

## §

第1章パネル5には、「日本植民地下のハンセン病療養所」との題目が記されている(細かなところをとりあげると、ギ展フライヤには「日本植民地下の療養所」、ギ展「ごあいさつ」パネルには「日本植民地の療養所」と記されている)。

パネル冒頭に、「光田健輔「防癩は健民運動の魁である」(『愛生』13巻2号, 1943年2月)」からの引用が載り(その末尾が「限らない。」と転載されているが、原文は「限らないから、我等は」である), 19世紀末から20世紀中葉にかけての帝国日本の国境と権益圏の拡張を記し、「こうした侵略によって日本の隔離政策はアジアと太平洋地域にも拡大し」たこと、それらの各地に「ハンセン病療養所を設置」したことを示す。

この第1章パネル5の「参照文献」は3冊あり、「藤野豊『戦争とハンセン病』(吉川弘文館, 2010年)」「清水寛『太平洋戦争下の国立ハンセン病療養所—多磨全生園を中心に』(新日本出版社, 2019年)」「ハンセン病問題に関する検証

会議『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』(財団法人日弁連法務研究財団, 2005年)〔同書の奥付においても、また、ハ資 HP「蔵書検索」で示される同書の「タイトル」において、「会議」と「最終」の両語のあいだにブランクはない〕<sup>19)</sup>。

つきの第1章パネル6には、「台湾と小鹿島における被害」「韓国・台湾のハンセン病訴訟」の見出しがあり、「植民地下の療養所における患者の被害は日本以上に苛酷でした。〔中略〕／樂生療養院でも、日本国内の隔離政策をほぼ踏襲した監禁や強制断種・強制墮胎が行われました。こうした人権蹂躪は、ハンセン病患者への差別に加え、植民地下の民族差別感情によって深刻化したといえます。」とうたったえる<sup>20)</sup>。

ここでも厳密にいうと、「植民地下」の朝鮮半島と台湾島は「日本」だし、さきの第1章パネル5で「台湾総督府癩病療養樂生院(現在の樂生療養院)」との記載があったので、「樂生療養院でも、」云々の「人権蹂躪」は「現在の」こととなってしまうのではないか。

後者の見出しへもとでは、「台湾」「韓国」「旧南洋庁に設置されたサイパン、ヤルート、パラオ、ヤップのハンセン病療養所の元患者も補償の対象になりました。」との、2007年までの情況を記す。

このパネルの「参照文献」には、さきの第1章パネル5の3冊にくわえて、「国立ハンセン病資料館ブックレット2『ハンセン病問題関連法令等資料集 増補改訂版』(国立ハンセン病資

18) 『広辞苑』(第6版)では、「代」を「⑦年齢・年数の大体の範囲を示す語。」と説き、用例として「1970年一の生まれ」をあげ、「新漢語林」(第2版)は「代」と「台」の使い分けとして前者が「年齢・年数の範囲を示す場合。」で、その用例に「三十歳代」を載せる。さきのキャプションは、1943年には、で充分ではないか。1940年の『山桜』一年分をとりあげると、1940年代、と記すのだろうか。

19) 書誌情報の表記に絶対の基準はないとしても、せめてハ資の展示では同館「蔵書検索」で示されるそれとあわせることが利用者への便というものではないだろうか。ここではたかがブランク1つではあるが、ほかの書誌を見渡して、そう感じる。

20) これもまた藤野の記述に似ている——「すくなくとも朝鮮のハンセン病患者は日本のハンセン病患者が受けた人権侵害以上の被害を受けている。人権侵害には植民地支配下の民族差別感情も加わり、被害の程度は日本国内のそれをはるかに上回るものであった。」「植民地台湾においても日本がおこなったハンセン病政策は、植民地統治の一環であり、警察官を隔離に動員し、監禁や強制断種・強制墮胎をおこなうなど、日本国内の隔離政策をほぼそのまま踏襲したものであった。」(前掲藤野豊『戦争とハンセン病』p.112, p.116-117)。

料館、2021年)」がある。

ここでの展示品は、「恨鹿レンガ」と題され、「年代不詳(国立ハンセン病資料館蔵)／「植民地期朝鮮・小鹿島更生園では患者作業でレンガ作りが強いられていた。その時に焼いたレンガ。」との説明があるだけで、いつ、なぜ「恨鹿レンガ」と呼ばれたのかがわからない。

このレンガのとなりには、「2005年10月15日付 朝日新聞夕刊 15面」の写真パネル7があり、「韓国・台湾のハンセン病訴訟を報道した記事。」とのキャプションがつく。

ここにはまた、写真パネルが3枚ある(第1章パネル8~10)。いずれも、「2005年、八重樫信之撮影／(提供:『絆—らい予防法の傷痕』人間と歴史社)」の写真「手術台(断種台)」「焼きごて」「小鹿島病院に残された神社」で、順に「日本では断種が結婚の条件だったが、小鹿島では懲罰としても行われた。」「日本植民地時代の小鹿島の療養所で使われた焼きごて。拷問の道具として使われ、入所者の肩や額に押し当てたと伝えられている。」「入所者は神社参拝を強要された。」との説明がある。いずれも、「植民地下の療養所における患者の被害は日本以上に苛酷でした。」との糾弾のための証拠品写真ということ。

なお、「提供」と記された八重樫信之の『絆』をみると、キャプションの文言が同書からの引用であるとみえる(ただし、「日本では」云々の一文での表記は「小鹿島」ではなく「ソロクト」で句点なし、「入所者は」云々にも句点はない。同書 p.93, 94)。

「焼きごて」については、同書の記述をみると——「日本植民地時代の暴力の象徴ともいえる焼きごて。入所者の肩や額に押し当てた。現在生存している被害者はいなかったが、島内の長老に聞くと、強制収容が激しく行われた時代に、拷問の道具として使われたという」(p.90)。キャプションにいう「伝えられている。」が、原典の記述をすいぶんと簡略にしたすえの一語だったのだと感じる。さらに、「拷問の道具」としてつくられ「使われ」たのか、本来の使用目的とは異なる「拷問の道具」だったのか、「島内の長老」とは療養所のひとだったのか、との疑問がうかぶ。

## §

第2章の題目は、「沖縄戦」。まず、「沖縄一日本軍による収容と米軍の砲撃」と題されたパネル1があり、その冒頭で、「[上城ケイ][さん]のこと」(松岡和夫『聞き書き集 我が身の望み』松岡和夫、1995年)」からの引用がある。

ついで、「激しい地上戦(沖縄戦)の戦場となつた沖縄」での、ハンセン病をめぐる2つの療養所である「国頭愛楽園(現・沖縄愛楽園)と国立療養所宮古南静園(以下、宮古南静園)の被害も甚大」だったこと、死者数が多かったことが記される。

「沖縄戦」とは、おおよそ1945年の戦闘を指すので<sup>21)</sup>、その時点ではすでに国立療養所であった国頭愛楽園について、なぜ、「国頭愛楽園(現・沖縄愛楽園)と国立療養所宮古南静園(以下、宮古南静園)」との表記を用いるのか、その理由がわからない。それはともかくも、かか

21) 桜沢誠『沖縄現代史—米国統治、本土復帰から「オール沖縄」まで』(中央公論新社、2015年、p.3)、林博史『沖縄戦—なぜ20万人が犠牲になったのか』(集英社、2025年、p.24、など)。ただし、「平和の礎」は、その「平和の礎」に係る刻銘の基本方針」(1993年10月26日決定、2003年6月3日改定)として「刻銘対象者／国籍を問わず、沖縄戦で亡くなったすべての人々とする。この場合、沖縄戦の期間は、米軍が慶良間諸島に上陸した昭和20(1945)年3月26日から降伏文書に調印した同年9月7日までとし、戦没場所は沖縄県の区域内とする。ただし、次に掲げる戦没者についても刻銘対象とする。」として、1945年3月26日以前にさかのぼって、「沖縄県出身の戦没者」については、「1. 満州事変(昭和6(1931)年9月18日)に始まる15年戦争の期間中に、県内外において戦争が原因で死亡した者」を、「他都道府県及び外国出身の戦没者」においては、「1. 沖縄守備軍第32軍が創設された昭和19(1944)年3月22日から昭和20(1945)年3月25日までの間に、南西諸島周辺において、沖縄戦に関連する作戦や戦闘が原因で死亡した者」をもふくむと定めている(沖縄県 HP <https://www.pref.okinawa.jp/heiwakichi/jinken/1008269/1008287/1008288/1008289.html>)。

る「死亡者が著しく多かった」その理由として、「沖縄に駐屯していた日本軍が、<sup>〔ママ〕</sup>在野のハンセン病患者を危険視し、患者の収容を武力で行った「軍収容」に起因<sup>22)</sup>することをあげ、それにより「入所者の数が定員を大幅に越え〔中略〕入所者は慢性的な食糧難と医療の不足に苦しむ」、さらに、「米軍の爆撃が両療養所に直撃したため、入所者は「隔離」と「沖縄戦」という二重の被害を受けることになりました。」と説いている。まさに、ギ展フライヤに記された、「戦争と隔離、ふたつの苦難を生き抜いた」その証をみせるというところか。

そうした「被害」のうちのとりわけ「戦争の跡は今も入所者が「生活」をしている両療養所に残されて」いると、沖縄愛楽園での「水タンクと壁にある砲弾跡と、当時の早田皓園長が入所者に掘らせた「早田壕」」、宮古南静園での「職員宿舎の扉にある砲弾跡と、入所者が逃げ込んだガマ（自然洞窟）など」があるという。厳密にいうと、「入所者が逃げ込んだガマ（自然洞窟）」は、「療養所に残されて」いるのか。この「ガマ」が「宮古南静園のぬすとうぬガマ」だとすると、ガイドブック「宮古南静園」編集事務局編『ガイドブック宮古南静園—南静園の隔離の歴史を歩く』（国立療養所宮古南静園入園者自治会、2011年）に記された「41 避難壕（ぬすとうぬガマ・トンネル壕）」（p.67）は、同書の「園内配置図（現在）」（p.10-11）では、その園内には記されていない。同書 p.11 の宮古島全図では、「宮古南静園」の位置をあらわす赤色

の●の上に「④ 避難壕（ぬすとうぬガマ）」との記載がある。なお、「38 日本軍の壕跡」は同地図で園内にある（同書第二版、2015年、でもおなじ）。

ここでの「参照文献」は、「沖縄愛楽園交流会館常設展示室パネル」<sup>23)</sup>「吉浜忍、林博史、吉川由紀編『沖縄戦を知る辞典〔事典〕 非体験世代が語り継ぐ』（吉川弘文館、2019年）」「清水寛『〔ママ〕第2次世界大戦と障害者—太平洋戦争下の精神障害者・ハンセン病者の生存と人権—』（埼玉大学紀要教育学部（教育科学）第39巻第1号、1990年）」「沖縄愛楽園入園者自治会編『命ひたすら—療養50年史—』（小底秀雄、1989年）」「ハンセン病問題に関する検証会議『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』（財団法人日弁連法務研究財団、2005年）」。

## §

この第2章パネル1のわきには、3枚の写真パネル（第2章パネル2～4）があり——順に、「（上）戦時下に破壊された宮古南静園の監禁所／<sup>〔ママ〕</sup>1964撮影／中）空襲で破壊された国頭愛楽園／<sup>〔ママ〕</sup>1945年米軍撮影／下）壊滅状態と国頭愛楽園／<sup>〔ママ〕</sup>1945年7月2日米軍撮影／すべて沖縄県公文書館所蔵」<sup>24)</sup>。ほかに、「宮古南静園のぬすとうぬガマ／宮古南静園入園者自治会提供、2011年頃撮影」とのキャプションつき写真パネル（第2章パネル5）、「水タンクに残されている砲弾跡／沖縄愛楽園、2025年撮影」のキャプションつき写真パネル（第2章パネル6）、「沖縄愛楽園の早田壕／2025年撮影／入所者が鶴嘴で掘った

22) 『広辞苑』（第6版）は「在野」を「①（田野の間にいる意）官職に就かないで民間にいること。」「②政党が政権を握らず、野党的立場にあること。」と説き、『精選版日本国語大辞典』はそれら以外に「1 野外に居ること。田野の間に住んでいること。」をあげる。さきのパネルでの文脈で「在野」が適切な語か。

23) 「文献」とは「①〔中略〕書き取られたものと賢者が記憶しているもの。書き伝えと言い伝え。記録と口碑。」「②研究資料となる、筆録または印刷された文書・書物。」とのこと（『広辞苑』第6版）。わたしの本務校で学生のレポートやレジュメにしばしば「参考文献」としてウェブサイトがあげられる時代だから致し方ないのかもしれないものの（しかし、そのたびに頭を抱えて、一応の説明はする）、「展示パネル」を「文献」といい得るのだろうか。

24) ほかのパネルでは「国立ハンセン病資料館蔵」などと記され「所」の文字がない。沖縄県公文書館 HP の「出版物等掲載許可申請」の「4.4申請者の順守事項」には「(4) 出版し、又は出版物等に掲載する場合は、公文書館が所蔵する公文書等である旨（当該公文書等が寄託文書等であるときは、寄託文書等である旨）を表示すること。」とあり、「所蔵」と記せとはうたっていない。

あとが残されている。」とのキャプションつき写真パネル(第2章パネル7)がある。

複数の写真パネルの右にある、「終戦とアメリカ統治下の療養所」と題されたパネル(第2章パネル8)は、まず、「里山るつ『歌集 屋我地島』(里山るつ、1983年)より」(ハ資「蔵書検索」の書誌情報では、「副書名」として「里山るつ歌集」との表示がある。パネルでの引用史料の典拠表示で、ここにはじめて「より」がついた)短歌1首が転載される。

ついでパネルでは、「日本軍の降伏調印」「アメリカの統治下」との戦後を記し、「しかし、アメリカ軍のハンセン病対策は、原則的に日本の「癩予防法」を継続させたものでした。」と示す。

「米軍の攻撃」で「施設は壊滅」した国頭愛楽園では、「建物と食糧、医師と医薬品が不足したことによって行き場を失った入所者らは、自治会をつくり、生活の再建を懸命に行」ったこと、「1950年代には、定員750名の愛楽園に900名を超える人々が暮らしてい」たこと、「本土」より遅れた1949年」に「沖縄で治療薬プロミンの使用が始まった」こと、1961年には、「日本の「らい予防法」(1953年に公布)に準じる「ハンセン氏病予防法」が公布され」たことが、パネルに記される。

琉球政府制定の「ハンセン氏病予防法」には、「沖縄特有のハンセン病対策」として「退所または退院規定(7条)と、在宅予防措置(8条)の規定」があるが、「しかし、日本本土法に準じた特別な法律に基づく、特別な施設への隔離を定めた法律は、愛楽園と南静園入所者が望んだものではありませんでした。その上で、1972年5月の沖縄の本土返還は、沖縄の患者及び回復者が、本土の絶対隔離政策の下に置かれることを意味しました。」と沖縄ならではの、といい

得る事態が説かれている(なお、第2章パネル1には「国立療養所宮古南静園(以下、宮古南静園)」との記載があった。「以下」とはそのパネルかぎりなのか)。

このパネルには、その下端ちかくに小さい文字で、「※ 米軍は1945年4月21日に国頭愛楽園に上陸し、同園は実質的にその日から米軍の支配下に置かれました。」と記されている。これを小さく附記なのか特記なのか、そうした意図がわからない。躊躇しつつ記したとの姿勢がうかがえるそれはともかくも、米軍は、屋我地島ではまず、国頭愛楽園に「上陸」したのだろうか<sup>25)</sup>。

このパネルにあげられた「参照文献」は、「沖縄愛楽園入園者自治会編『命ひたすら一療養50年史』(小底秀雄、1989年)」「ハンセン病問題に関する検証会議『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』(財団法人日弁連法務研究財団、2005年)」「鈴木陽子『「病者」になることとやめること 米軍統治下沖縄におけるハンセン病療養所をめぐる人々』(ナカニシヤ出版、2020年)」。書名と副題とのあいだにハイフンのような記号を入れることと、ブランクを空けることとの違いは、いったいなにによるのか。

そのとなりには、「平和の礎」と題されたパネル(第2章パネル9)。冒頭には、「迎里竹志、国立ハンセン病資料館制作 証言映像より(2006年7月11日に収録)」からの引用があり、戦争中に死亡した「先輩」たちの名が「平和の礎」に刻まれることで、ようやく「人間回復」が果たせたとの感慨が示されて、その「平和の礎」の説明がつづく。

「沖縄戦などで死亡した〔中略〕すべての戦役者を刻銘」する「平和の礎」には、「2003年までに沖縄愛楽園の戦没者30名の氏名は刻銘さ

25) 沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集』沖縄愛楽園編(沖縄愛楽園自治会、2007年、p.104、「第二章 沖縄戦の片隅で」の扉裏)には、「一九四五年四月二十一日、米軍は屋我地島上陸後、愛楽園へ進攻する。」との記述がある。また、第2章パネル8にいう「支配下」では、「上陸した米軍は療養所であることがわかると食糧などを提供するようになった。」との指摘もある(前掲林博史『沖縄戦』p.134)。

れていましたが、刻銘は親族申告を原則としたため、沖縄愛楽園と宮古南静園で戦死した入園者の刻銘は遅っていました。」という<sup>26)</sup>。この刻銘を「沖縄愛楽園と宮古南静園両自治会は、〔中略〕沖縄県に繰り返し働きかけ〔中略〕マスコミを通じて遺族へ申請をするよう呼びかけましたが、反応はありませんでした。」とのこと。そうしたところ、「2003年、県は刻銘条件を緩和し、地縁団体からの申告も認めたことにより道が開け、2004年から3年かけ、愛楽園、南静園で亡くなった戦没者382名の刻銘がなされます。これによって、両自治会がこれまで確認している戦争犠牲者410人すべての刻銘が実現し」たという<sup>27)</sup>。

ここには写真が2枚印刷されている。その左は、「手をあわせる沖縄愛楽園の入所者、2004年6月23日(沖縄愛楽園自治会提供)」のキャプション、右は、「刻銘が実現し、取材を受ける迎里竹志さん(当時・沖縄愛楽園自治会副会長)と宮里光雄さん(当時・宮古南静園入園者自治会会長)2004年6月23日(沖縄愛楽園自治会提供)」のキャプション。

ここでの「参考文献」は、第2章パネル1の事典と紀要稿をのぞいた3点(うち1点は展示室パネル)。

この第2章の展示品は、「薬莢でつくった灰皿」2つかとおもうも、第2章のパネルを背にするギャラリー展示区画中央にもあった3点も、第2章の展示品なのだろう——右から順に、「ジェラルミン製のすり鉢」「蒸し器」「松岡和夫聞き取り原稿／(原稿用紙のコピーに肉筆で校正)」。

「敗戦直後の困窮のなか、兵器の残骸を生活器具へと作り替える作業が沖縄各地で行われ」、この「ジェラルミン製のすり鉢」も「飛行機の羽・エンジン・プロペラなどに使われていたジュラルミンを入所者が溶かして再形成したもの。」(「戦後直後(沖縄愛楽園自治会蔵)」)——「戦後」とは「戦争の終わったあと。」をいう(『広辞苑』第6版)。「戦争の終わったあと。」の「直後」とは、いったいいつを指すのか、戦後初期、終戦直後、敗戦直後の謂か。そのとなりの「蒸し器」も「戦後直後(沖縄愛楽園自治会蔵)」とあり、「鍋、手づくりの蒸籠、紐つきの蓋、針金の取っ手が揃った蒸し器は、近年まで紅芋などを蒸すために使われた。」とのキャプションを記せるほどに、「近年まで」現用だったから、この展示品の年代は「戦争の終わったあと。」の「直後」ということか、沖縄では、本土と異なり、「終戦」も「戦後」もその時期がずれて

26) 兵士や軍人ではない民間人の空襲などによる死亡を「戦死」というのだろうか。たとえば、総務省HPの「一般戦災死没者の追悼に関する事務等」のページでは、「今次の大戦による本邦における空襲等のため死亡した一般戦災死没者」と記す([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/daijinkanbou/kanri/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/kanri/index.html))。もちろん兵士か軍人か民間人かを問わず戦争にかかるすべての死を「戦死」と呼ぶとの主張があるならばそれもよい。他方で、上記のとおり当該パネルにも「戦役者」「戦没者」「戦争犠牲者」の語がある。ギ展を「主催」するしうけい館も「戦傷病者等の援護施策の一環として、戦傷病者等が体験した戦中・戦後の労苦を後世に語り継ぐ施設」(同館HP<https://www.shokeikan.go.jp/about/shokeikan>)であるから戦争にかかる死者についてはあざり知らないということであれば、それもよい。なお、前掲沖縄県HPの「平和の礎」(へいわのいしじ)のページに「戦死」の語はみえない。

27) 「沖縄県ハンセン病証言集」を典拠として、「二〇〇四年からは遺族の申請だけでなく療養所自治会の申請によっても刻銘が可能になり、二〇〇九年までに愛楽園関係者三一七名、南静園関係者一〇一名が刻銘された(『沖縄県ハンセン病証言集』)。」との指摘がある(前掲林博史『沖縄戦』p.135。追加刻銘者は2園で418名)。沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集』には「資料編」「沖縄愛楽園編」「宮古南静園編」の3冊があり、出版年は順に2006年、2007年、2007年、で、同書を典拠として「二〇〇九年まで」の経緯を記すことはできない。ただし、上記「宮古南静園編」には「年表」があり、「平和の礎」については2004年の項に「入所者五六人が追加刻銘。」(「南静園関連事項」p.587)、「沖縄二園戦没者一一人が刻銘される。」(「その他 ハンセン病関連事項」p.587)、2005年の項に「新たに七人を追加刻銘。」(「南静園関連事項」p.587)、2006年の項に「新たに三二人を追加刻銘。」(前掲p.588)、2007年の項に「新たに六人の追加刻銘を申請。」(前掲p.588)の記載がある。その数値と前掲書のそれとは合致しない。

いると暗に示しているのか。

展示された「原稿」の執筆者である松岡和夫は、沖縄愛楽園の「入所者」で、「戦後に入所者の聞き取りを行い、それらをまとめた『我が身の望み』を1995年出版。松岡が行った聞き取りには女性の入所者の証言が多く残された。」という。展示については、「これは関連する原稿の一部で、ケイさん(仮名)と入所者が沖縄そばや団子汁などを食べることによって敗戦後の困窮を生きのびたことを記録している。」との説明(「関連する」とは、なにが、なにに、「関連する」のか。また、後掲のとおり、「軍人癪」の展示でその当事者である立花誠一郎には「さん」がつくが、ここでは松岡にはそれがつかない、なぜか)。

第2章の展示は、これらにとどまらず、展示会場であるギャラリーから、長椅子がある場所をはさんだ向かいの壁面も使われていた。それが、「沖縄愛楽園水タンクの砲弾跡の拓本／2025年7月2日採取／協力：沖縄愛楽園自治会、沖縄愛楽園交流会館」だ(この展示品があることをわたしは、2015年8月11日のトークイベントを聞いて、気づいた)。そのわきには、「沖縄愛楽園水タンクの砲弾跡拓本採取の様子」とのキャプションがついた5葉の写真を載せたパネルがある(第2章パネル10)。

## §

第3章「軍人癪」——その語が記されたパネル(第3章パネル1)には、政石蒙『乱泥流』(青松歌人会、1964年)から1首「戦場に果つるをひたに願ひみきひそかにらいを病みみし我は」を転載し、ついで、「軍人癪」を説く——「国の隔離政策によって強制収容の対象とな」ったうえで、「ハンセン病患者」は、「兵役法施行令」第68条によって「兵役ニ適セザル者」とされ、戦時中は兵役義務の対象から外されたものの、他方で、「従軍した兵士や軍属が戦時中の苛酷な環境下でハンセン病を発症したケースがあり、そういう人は軍部で差別され、戦中及び戦後にハンセン病療養所への入所を余儀なくされ」、

「のちに軍人癪(または「戦争癪」と呼ばれた)」。

同パネルの記述はつづく——菊池恵楓園の園長だったときに宮崎松記は、「日中戦争以降(1937年～)から1946年5月まで、戦地で発症した患者の数は624名と1948年に発表した」。その「発病誘因」をも同人は「報告し」、それは「最も多<sup>(ママ)</sup>いの戦時下の過労」とのこと。

宮崎の稿をみると、その「Ⅲ 軍隊内に於ける癪発病の観察」には、つぎのとおり記されている——「茲〔Ⅲ〕に述べるのは本園〔菊池恵楓園〕に入所して、私自身の直接取扱った平時並に戦時の軍隊内に於ける癪146例に就ての観察の結果を材料とし、尚昭和12〔1937〕年の日華事変発生以来数回に亘り全国の国立療養所入所中の当該患者に就き照会して得た回答(最後は昭和21年5月現在)による624名の症例を参考に供した。」(p.1)で、この「624名」は「戦地で発症した患者の数」とは一致しない、あくまで、「全国の国立療養所入所中の当該患者に就き照会して得た回答」にある数値にすぎない。

同稿で宮崎はまた、「軍隊内で発生した癪患者中直接療養所に送致されなかつたその大多数のものはその儘一般社会に放出せられて(これらに就ては軍当局から地方長官に報告することになつてはゐたが、予防の現実には何等の効果がなかつた)国民間に新たな癪の感染源を形成した」(p.4)とも記している。ここに同人の誇張をかぎとる向きもあるが、単純に考えて、「全国の国立療養所入所中の当該患者」数よりも「戦地で発症した患者の数」のほうが多かろう。

宮崎は、「〔今後—引用者注〕入院治療を要する程度の戦傷及び戦病の数は〔を〕少くとも3百萬<sup>(ママ)</sup>は下らない」〔史料原文は、「数は」ではなく「数を」と推定し、そのうえで、「戦争中日本軍隊に発生した癪患者数」は全体の2%であるとし、6000人と算出しています。この数字に基づき宮崎は、「引揚民中の癪発生を考慮に入れる時、今後の日本に於ける癪の発生は増加

の一路を辿るもの」と警鐘をならし、これをハンセン病対策強化の根拠としました。」と、戦後をもみすえたといい得る展示解説が第3章パネル1に記されている。

ただしこの宮崎については、「戦時勤務中のハンセン病の発症を恩給の対象とする認定や、軍属を収容するために傷痍軍人駿河療養所(現・国立駿河療養所)を設立するのに携わった人物としても知られています。」と、これは病者への養護に尽くした面があったとの謂なのだろう。

このパネルの「参照文献」は、「藤野豊『戦争とハンセン病』(吉川弘文館, 2010年)」「宮崎松記『戦争と癪』(『レプラ』17巻1号, 1948年)」。

§

つづくパネル(第3章パネル2)の題目は、「立花誠一郎さんの経験をたどる」で、まず同人の短歌が転載されている——「目覚めではため息をつく動悸する故国に帰れぬ戦線の夢／一立花誠一郎(『楓』2014年1・2月号)」。

ついで同人の紹介——「立花誠一郎さん(1921—2017)は愛知県生まれ。20歳の時に徴兵検査に甲種合格し、1942年に陸軍航空隊に入営〔中略〕1944年のニューギニア戦線でオーストラリア軍の捕虜となり〔中略〕カウラ収容所へ移送され、捕虜生活中に体調不良を起こして診察を受けた結果、ハンセン病と診断され、病棟から離れた天幕に隔離されます。」。

かかる同人をとりあげる展示は——「ひとり孤独な環境ではありましたが、立花さんは鍛冶屋の経験があったため、手先が器用なことを活かし、様々な物を作ります。道具が無い状態でしたので、食堂のナイフを用いて毛布や天幕を破き、余った木箱と合わせてトランクを作成しました。およそ2年にわたる捕虜生活中に作成したトランクは12個にもおよび、その一つを本展で展示しています。」のこと。

このパネルに記された「参照文献」は、「立花誠一郎「聞き書き カウラ戦記」(『楓』7.8月号, 2008年)」「立花誠一郎「聞き書き カウラ戦記(二)」(『楓』9.10月号, 2008年)」

立花誠一郎「聞き書き カウラ戦記(三)」(『楓』11.12月号, 2008年)」「平成30年度春の企画展「“想い”を込めて～作品からみる戦傷病者～」パンフレット(しょうけい館, 2019年)」。

1枚のパネルの上方と下方とで、出典書誌情報の表示に違いがあると、すぐにわかる。

そのトランクがパネルちかくに展示してあり——キャプション「立花誠一郎さんが作ったトランク／1940年代 しょうけい館蔵」「立花誠一郎さん旧蔵の革製ベルト／1940年代 しょうけい館蔵」「立花誠一郎さん旧蔵の軍靴／1940年代 しょうけい館蔵」——トランクのなかには、ベルトと靴が入っている。

この第3章と、そのまえの第1章、第2章とではキャプションの書き手が違うのだろう。前者では展示品の年代と所蔵が「1940年代 しょうけい館蔵」と記され、それが後者では「戦後直後(沖縄愛樂園自治会蔵)」とみえた。「主催」者のうち、前者をしょうけい館が、後者をハ資が担当したのか。たとえ「主催」者が複数あるとはいえ、こうしたちぐはぐな表示は、とてもめずらしいのではないか(もっとも、おなじ作り手によるとおもわれる第1章、第2章、第3章のそれぞれにも章内での不統一が散見される)。

第3章パネル2のちかくには、「立花誠一郎さん、広島から満洲へ／1942年撮影 しょうけい館蔵」とのキャプションがついた同人の肖像写真パネルがある(第3章パネル3)。これは、「広島から」移動したさきの「満洲」での撮影なのか、「広島から満洲へ」移動する途中で撮られたのか、曖昧でよくわからない。

このパネルの「参照文献」には記されていない展示関連図書である、立花誠一郎語り、佐田尾信作編、柳原一徳写真『われ、決起せず一聞書・カウラ捕虜暴動とハンセン病を生き抜いて』(みずのわ出版, 2012年)の表紙に載るこの写真には、「広島・宇品港にて(一九四二年)」とのキャプションがある(目次。同書はハ資図書室のギャラリー展関連ミニ展示「戦争とハンセン病」で閲覧できる)。「広島から満洲へ」と

キャプションがついた写真的撮影場所が広島だとは。満洲へ向かう、広島宇品港にて、では文字数超過か。

つぎに、「立花誠一郎さんの戦後」と題された第3章パネル4がある。まず一首——「心こめて平和祈念の碑を建てる「傷痍」われらの終わりの仕事ぞ／一立花誠一郎(『楓』2012年7・8月号)」(なお、原文では「終り」)。ついで、同人が終戦後の復員にさいしては、「ドアには「特殊伝染病につき立ち入り禁止」と書かれた「客席ではなく倉庫に押し込まれ、」たこと、そして「横浜元海軍病院に入院を経て、1946年の秋に傷痍軍人駿河療養所(現・国立駿河療養所)に入所します。同所では、木を伐採して炭を作るなどの様々な重労働をさせられました。」とのこと、「1951年には岡山県の邑久光明園に転園します。その際、本名を捨て「立花誠一郎」と名乗ることになりました。」との経歴が記される。

その邑久光明園では、「立花さんは散髪係として園内で働き、やがて自動車免許を取得し、「ひと目故郷を観たい」という入所者のために車を運転し、日本国内の様々な場所を訪れました。／晩年には短歌にも取り組み、邑久光明園の園内誌『楓』に掲載された作品の過半数以上が戦争に関するものでした。苛烈な戦争体験を詠うとともに、いくつかの作品には、戦後の平和を願う立花さんの想いが表現されています。」と同人を説く。

ここで、「させられました。」という「重労働」と、「散髪係」「入所者のために車を運転し、日本国内の様々な場所を訪れました。」とは、なにが、どう違うのだろうか、いわゆる「患者作業」はすべて強制や使役だから悪で、「戦後」のあれこれの作業は自発性ゆえに善ということなのか。

このパネルの「参照文献」は、第3章パネル2におなじ。

§

ついで、「立花誠一郎さんの短歌の一部を紹介します。」と1行のみ記されたパネルがあって、

同人の短歌パネルがつらなる(1パネル1首で5首。一括して、第3章パネル5とする)。ここでも誤りを指摘せざるを得ない——第2首は、誤「読むくるる」|正「読みくるる」。

ここでは、第3章パネル4に記された「散髪係」に応じて、その道具が展示されている。そのキャプションは、「立花誠一郎さん旧蔵の床屋道具／戦後 しょうけい館蔵／立花さんは療養所で散髪係として働いた。」。キャプションにも「散髪係」と記すのであれば、展示品名も散髪係道具や散髪道具でもよいとおもうのだが、なぜ「床屋道具」なのか。なお、同人自身は、「私は見よう見まねで散髪屋の作業もしました。」「私は光明園でも散髪の作業をしました。」と話したと記録されている(前掲の「聞き書き カウラ戦記(三)」p.34, 35)。もちろん、散髪屋道具でもいいはずだ。

この第3章ではほかに、立花にかかる展示品として、「立花誠一郎さん旧蔵の布製バッグ／1940年代 しょうけいかん蔵」「立花誠一郎さん旧蔵の軍帽／1940年代 しょうけい館蔵」「立花誠一郎さんのスケッチブック／1940年代 しょうけい館蔵」もある。これらの年代はすべて、1940年の1月から12月までのいずれかと推定する、との謂なのだろうか。

ここには、第3章で「参照文献」として用いられた「聞き書き カウラ戦記」掲載逐次刊行物も展示されている(キャプション記載の書誌情報がここでは、さきの「参照文献」での表示(立花の名のみ)と異なって、きちんと記されている(立花は「話し手」であり、ほかに「聞き手」と「編集」の担い手名が記されている)……のかとおもったら「岡山健」「楓編集員会」)。

くわえて、ギャラリーの右端には別途、「しょうけい館制作の証言映像を特別に上映しています。」とことわったうえで、「立花誠一郎さん 一捕虜と隔離が打ち碎いた人生—／収録日：2017年1月22日 上映時間：29分45秒」など全3者の映像を再生している(これについては言及しない)。

## §

上記のギ展概要とその展示パネル表記の補正-補整は、2025年7月21日、25日、26日、27日、8月11、17日の展示観覧にもとづいて書いた。

誤記や不統一などの不備が多い展示に驚いた。ハンセン病についての「近代史」における基礎事項というべきハンセン病関連法令の公布年や施行年の誤りにいたっては、『ハンセン病問題関連法令等資料集 増補改訂版』を編集発行(2021年、初版2010年)しているハ資として、また、HPトップで堂々、「国立ハンセン病資料館は、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び元患者・回復者とその家族の名誉回復を図ることを目的としています。」(<https://www.nhdm.jp/>) とうたいあげているハ資として、あまりに痛々しい一はせを「むざんやな甲の下のきりぎりす」。了然和尚は、なんとつぶやくか。

こうした疎かさは、展示の趣旨にもおよぶ。「戦争とハンセン病」と題されたこのギ展は、なんだったのだろうか。ここでは、折り重なる「苛酷」さが観せられている。平時(戦前、戦後)よりも戦時の、帝国本国よりも植民地での、そして、日常あるいは銃後よりも戦場や兵営の、「苛酷」さだ。ギ展フライヤには、「戦争と隔離、ふたつの苦難を生き抜いた」との、第2章パネル1では「入所者は「隔離」と「沖縄戦」という二重の被害を受ける」との文言があった。いくえにも重なる「苛酷」さが、「戦時下」であり、「植民地」であり、「沖縄戦」であり、「軍人癪」であるという展示だ。そうした時代、場所、制度において、ハンセン病者は、強制と使役と動員とをこうむる客体として生きなくてはならな

かった、との展示対象のとらえ方が、ここにはまた籠っている、とわたしはとらえた。それがどう、疎かなのか。

さきに指摘した展示対象のとらえ方で、展示「ごあいさつ」パネルにいう「戦争と隔離というふたつの苦難を生き抜いてきた患者・回復者の記憶に触れ、それを継承すること」や、フライヤにいう「戦争をめぐる記憶に触れ、それを継承すること」が充分に果たせたというのだろうか。わたしは、この「記憶に触れ、それを継承すること」と、従来いわれてきた、歴史を知る、歴史を学ぶ、歴史に学ぶ、とをギ展では同義としているのか、区別しているのかがよくわからないので、この記憶云々という方針、指示、姿勢をうまくうけいれられていない。「戦争と隔離というふたつの苦難を生き抜いてきた」(わたしはこの、生き抜いてきた、との観点、評価、賞讃もまた、うまくうけいれられていない)とは、ただ、強制や使役や動員に身をまかせざるを得ずに生きながらえた戦時、植民地、戦場-兵営での生をだけ指すのか。

この、戦時、植民地、戦場-兵営での「苛酷」さを指摘し、それを可能とした制度や政治や権力を糾弾するという点では、ギ展は前掲藤野豊『戦争とハンセン病』を正統に継いでいる、とわたしはみる<sup>28)</sup>。そのかぎりで、ギ展は先行図書の題目をそのままに名乗る資格を、充分にかねそなえているのだとおもう。もとより「パロディ」ではなく「オマージュ」として、敬意を表して、その名をうけ継いだといえよう。先行図書にもその写真が掲載されていた展示品「立花誠一郎さんが作ったトランク」もふくめて<sup>29)</sup>、ギ展は展示品をとおして、先行図書『戦

28) 記述のうえでも似ているとおもわれる箇所、あるいは前提としているとおもわれる箇所がある。ギ展のフライヤと「ごあいさつ」パネルの冒頭「戦争がハンセン病患者の隔離を強化し、戦争が隔離下の被害をより深刻にした」は、前掲藤野豊『戦争とハンセン病』の記述「隔離は戦争とともにあった。戦争が隔離を生み、戦争が隔離を強化した。そして、この関係は戦後も続く。」(p.25)をみると、後者あっての前者といえよう。

29) 前掲藤野豊『戦争とハンセン病』掲載時の写真キャプションは、「立花誠一郎氏がカウラ捕虜収容所から持ち帰った手製のトランク」(立花誠一郎氏所蔵)」(p.81)。同書ではそのトランクを「手製」と記しながらも、それをいくつつくったのか、それをつくった背景や経緯はなにかについて、まったく関心を示していない。この点でギ展は同書を十二分に補っていると評価し得る。

争とハンセン病』のいまでいう「世界観」を適当に視覚化したといってよい<sup>30)</sup>。

§

ただし、じつは、藤野の『戦争とハンセン病』では、その全197ページの紙幅で、「記憶」の語が記された箇所がわずか3か所でしかない——順に「日本におけるハンセン病患者の隔離の歴史は、隔離されたひとびと自身により記憶され、叙述されてきた。」「金〔泰九〕は光田〔健輔〕の診察を受けているかもしれないが、金は記憶していない。」「これは彼〔オデュ・オロゴス〕の記憶違いであろう。」(p.1, 40, 173)で、これは覚える-覚えていない、こころの-こころへの-こころでの記録といった用法にすぎない。

くわえて、では、その、ギ展で重視されないとみられる「記憶」について、ギ展はそれをどう「触れ」られるよう、「継承する」ことができるよう展示したのだろうか。ギ展を観覧するものだれにもわかるとおり、そこにある、「ごあいさつ」パネルをのぞくすべてのパネルに記された文言をみても、そこに「記憶」の2文字がないのだ。冒頭の「ごあいさつ」と題されたパネルにはみえる「記憶」の語を、それ以降の、それ以外の、パネルの説明やキャプションをとおしてふれたり知ったり学んだりしよう

としても、その案内がなかったのだ<sup>31)</sup>。これは、翠富士よりも強烈な肩すかしではないか。

いまや、記憶の風化、記憶の継承、の語句は、わたしたちの日常に、みぢかに、ある<sup>32)</sup>。だからといって、そう名指された「記憶」なるものが、明瞭なかたちをもってそこにあり、それにかんたんにふれられ、それをたやすくしっかりと継いでゆけるわけではない。「記憶」なるものは、どうにも風化しやすく、だからこそたしかに継ごうとしなければ、残りはしない。そう「記憶」に向きあおうとの姿勢をみせるとき、ギ展のどこに、どのように、「記憶」があつて、それにはどう「触れ」ることができ、それをどうしてゆけば、「継承する」と認知されるのか、わたしにはまるでわからなかった。いわば記憶の手触りを、その感触を得られなかつたのだ。「ギャラリートーク」を聞けばよかつたか<sup>33)</sup>。

ギ展での「記憶」のあつかいは、造物としての展示品同様に、そこに、置ける、なにか、としている、とみえてしまう。わたしたち観覧者は、唯々諾々と、それを観て、なにかしら「記憶」なるものにふれた気になって、それを継承しようとする気分をちょっと感じれば、ギ展を観覧した(お勉強をした)雰囲気を味わえるかのようだ。

30) この「世界観」の用法は、つぎのとおり——「少女とキツネのぬいぐるみの冒険物語で、長く愛される絵本「こんとあき」の壁画が鳥取市にある。〔中略〕「こんとあき」について、会美子さんは「素朴で優しさに満ちあふれた世界観が魅力。」(「こんとあき」ここだけの壁画)『朝日新聞』2025年8月5日朝刊鳥取全県19面)。

31) ハ資においてあるいくつものフライヤの1つに、鈴木幹雄写真集発刊記念写真展「命の記憶—沖縄愛楽園1975」(沖縄愛楽園交流会館、2025年5月17日～10月31日)があった。その表面には「ハンセン病療養所を訪れた若き写真家が記録した／ひとりひとりの肖像と生活。」と、その裏面には「ハンセン病の回復者・患者たちが隔離のなかで生き、日々の暮らしを営む姿を、鈴木はカメラで丁寧に記録しました。」鈴木の写真には、孤独や悲しみと向き合いながらも、自分の人生を少しでも豊かにしようと懸命に生きる一人一人の姿が映し出されています。」と「記録」や「映し出されています。」との文言があるが、しかしそれらと題目でみせる「記憶」とがどうかかわるのか、題目以外に「記憶」の語を記さないフライヤからはまったくわからない。「Remembering Lives Lived Wholeheartedly」との英語題目も、記憶する、覚えておく、記録する、に重点があるのか、思い出す、想い起こす、を重視するのか、あるいは両義を意図したのか。

32) たとえば新聞紙面でも、この両語は容易にみつかる(「ノーベル委員会が日本原水爆被害者団体協議会に平和賞を授賞してから7カ月余。被爆者とその記憶の継承に努める人たちを再びたたえた。」)『朝日新聞』2025年8月6日朝刊12面、「戦後80年の8月6日を迎えた。広島原爆忌。あの惨状を見た人の多くがこの世を去った。記憶の風化は避けられない。」同前13面)。

33) 本稿のかなりの部分をひとまず書き終えたのち、2025年8月11日の「ギャラリートーク」を聞いた。そこでは「記憶」の語が3度も発せられたので、ギ展と「記憶」をめぐる議論については、「トークイベント」と「ギャラリートーク」の批評においてまた考えることとする(本稿脚注1)参照)。

## §

これは、NHK総合テレビが放送する番組「ファミリーヒストリー」と、なにが、どれだけ違うのだろうか。同番組は、「著名人の家族の歴史を本人に代わって徹底取材。「アイデンティティ」、「家族の絆」を見つめる番組。初めて明らかになる事実に、驚きあり感動ありのドキュメント」であり（「この番組について」NHK HP <https://www.nhk.jp/p/famihis/ts/57RY735RG4/>），「著名人の家族の歴史を徹底取材でひもとき、本人も知らなかったルーツ、感動のドラマを伝える番組。」なのだ（「NHKアーカイブス」NHK HP [https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009050451\\_00000](https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009050451_00000)）。

この番組で「著名人」である「本人」に觀せられる「ファミリーヒストリー」は、くりかえし強調される「徹底取材」を経て「初めて明らかになる事実」がある、「本人も知らなかったルーツ」がある、それを「著名人」「本人」は、シアター（NHK内の試写室など）で觀せられる、それを視聴者は、テレビをとおして觀る。「著名人」=世にひろくその名が知られたひとでありながらも、その「本人も知らなかった」「ファミリーヒストリー」があり、それが「初めて明らか」にされ、「本人」が涙を流してそれを觀ている場面を觀せられたら、そうした情景を「感動のドラマ」と呼びたくもなるだろう。

かかる「感動のドラマ」をとおして、「ヒストリー」がそれを觀るものすべてを觀せられる

客体としてしまう、そうした仕組みや仕掛けが問われなくてはならない。

ギ展も、ハンセン病の「元患者・回復者」に「代わって」「取材」をして、「初めて」ひろく一般に公開する展示品をならべていようし、それらによって「驚きあり感動あり」という場ともなっていよう。現に、来館者のいくにんかは、「「生きた証」のコーナーではみなさんが輝いていて、私も生きる力を分けてもらえたような感じがしました。」「初めて訪問して差別に合い苦しい思いをしながらも懸命に生き続ける人々にとても感動しました！！」との感想を残している。NHKの「ファミリーヒストリー」とおなじ「感動のドラマ」空間がつくりあげられる、まさにその現場だといえる。

「感動のドラマ」にいたる造物としてNHKが觀せる「ファミリーヒストリー」は、「本人」も視聴者もその一方通行の放送をただ觀るばかりなのだ<sup>34)</sup>。そこに異議がとなえられる機会は、ほぼ、ない<sup>35)</sup>。いいかえると、一方通行で觀せられる歴史なるものが、そこにあり、歴史とは觀せるもの・觀せられるものという了解が手続きを経ないままに済まされていると暗示されているのである。「ファミリーヒストリー」は、シアターで上映されたり上演されたりして觀せられる「感動のドラマ」であり、「本人」もふくめてそれは、あくまで、觀て受けとるものなのだ。

この仕組みはギ展もおなじ。そこではそのフ

34) ここでの「ファミリーヒストリー」参照は、小さな読書会 on Sundays（略称おんにち）で武田惇志ほか『ある行旅死亡人の物語』（毎日新聞出版、2022年）をテキストとした回（2023年8月24日）での出席者の発言をふまえている。

35) ただし、いわば外野からの言及がある。「ただ取材しきれなかったのか、より刺激的な話を求めたのか、はるな愛の回の後半が、親子の和解の物語になっていたのは残念だった。関心を引くテーマではあるが、この番組の本筋ではない。人の人生を過剰に物語化して感動を誘おうとするのは他番組に任せ、直球のドキュメンタリーを見せてほしい。」（島崎今日子「（キュー）丹念に追う著名人のルーツ」『朝日新聞』2015年10月14日朝刊27面）。同番組は「著名人の「家系」を画像化、映像化し」ていて、「「家系」「家柄」の重視は、不当な差別が繰り返されることにもつながりかね」ず、「「家系」を前面に押し出すことも現代社会の精神〔たとえば「憲法14条〕に反するはず。」との批判がある（高堀冬彦「公共の電波で「家系」を探る NHK の時代錯認—『ファミリーヒストリー』はマズイのではないか」WEB 現代ビジネス、講談社、2016年2月24日）。後者は「松本清張氏の長編小説で、野村芳太郎監督で74年に映画化された『砂の器』」を「「血」や「家系」を理由とした不当な差別」の例としてあげている（ただし記事に「ハンセン病」の語はなく「理不尽な差別を受ける病気」と記す）。

ライヤにしたがうと、「近代史」よりは「記憶」なのだろう、それを観せるのはハ資なりその学芸員なりであって、たとえ、当事者の所蔵写真が展示されても、そのひとがつくったそのひとならではの造物が置かれても、さらには、そのひと自身の声も語る表情すらもが再生されても、その当事者は展示作成者によって観せられる客体にすぎず、さらには観覧者もまた、一方通行で発信された(かのような)「記憶」に「触れ」させていただいた被者におかれてしまう。ここでもそうした仕組みへの異議は、ほぼ、ないだろう。

「記憶」という観点、論点、課題、方法、をかけたからには、その語を活かした「イベント」をしなければならないはずだ。その代替語——たとえば、歴史、の語におきかえても可能な「イベント」——歴史にふれ、それを継承すること、と題目をかかげてもおなじ「イベント」をするとなると、これはまさしく羊頭狗肉である。

#### §

今年2025年夏は、ことのほか、暑い<sup>36)</sup>。そうしたなか、わたしがみたかぎりでの印象では、ギ展時の入館者、そしてその観覧者は、ふだんよりも多かった気がする。だが、ギ展の展示そのものは、「戦後80年」という区切りの年とはいえ、その7月下旬から8月末まで、とりわけ8月はまるまるひと月をつかって開かなくてはならない必然はないといえる。9月でもいいはずだ(夏休み期間ゆえに8月開催とした、との意図があったかもしれない)。

「この時期に年中行事のように集中的に戦争関連の報道をするメディアへの皮肉や批判とし

て用いられい」る「「8月ジャーナリズム」という呼称」がある。この語をふまえた論点は、8月以外の月の出来事が忘れられているのではないかとの「記念日報道の盲点の問題」と、それが「戦後日本と『合わせ鏡』」の関係にあり、いわば私たちの『自画像』であることが、すでに指摘されている<sup>37)</sup>。

ここまでにみてきたとおり、けして看過できはしない誤りや不統一などの不整合、齟齬、不備、不調和があるのだから拙速との誹りをあびないよう——「拙速」とは「仕上りはへたでも、やり方が早いこと。」(『広辞苑』第6版)の意で、早くしあげたがゆえに不備がある、ということではなさそうだ。早くしあがったのかどうかも、じつは、つかんでいないし——いや、稚拙との諫をうけないように、「記憶」といった耳あたりのよい語に惑わされずに、戦時の、植民地の、また戦場や兵営や捕虜収容所での隔離を生きた人びとの生にしっかりと即いて、それをあらわし得る、それを考え得る史料(造物であれ文字であれ写真であれ)にしかと向きあって、適確に展示をするとよいだろう。いまや人口に膾炙しているといえる、過去を想起するさいの「記憶」なる心性を題目に冠した「イベント」をしたくなつたなら、いまいちどあらためて、その語によってなにができるのか、その語を使わないときは異なるどういった効果を発揮できるのかを、しっかりと自問すべきなのだ。

戦時の、植民地の、また戦場-兵営での隔離をわが生として生きた、それをこそ、強制や使役や動員のもとであっても、みずからの生として生きた——わたし(たち)は、そのことを考えたいのである。それはほかのだれのものでも

36) 気象庁の報道発表「7月の高温・少雨の状況と今後の見通し」(「報道発表日／令和7年8月1日」)では「7月の日本の月平均気温は、統計開始(1898年)以降の7月として最も高くなりました。」([https://www.jma.go.jp/jma/press/2508/01a/julytemp\\_20250801.html](https://www.jma.go.jp/jma/press/2508/01a/julytemp_20250801.html))、「2025年の梅雨入り・明け及び夏(6月～8月)の記録的高温について」(「報道発表日／令和7年9月1日」)では「2025年夏の日本の平均気温は、これまでの記録を大幅に上回り、統計開始(1898年)以降で最も高くなりました。」とのこと([https://www.jma.go.jp/jma/press/2509/01a/summer\\_temp\\_20250901.html](https://www.jma.go.jp/jma/press/2509/01a/summer_temp_20250901.html)。2025年9月2日閲覧)。

37) 「8月ジャーナリズムが映す日本の自画像「なぜ」継承するのか自問」朝日新聞ウェブサイト記事2023年8月26日6時30分([https://www.asahi.com/articles/ASR8N63MMR8BUPQJ00S.html?iref=pc\\_ss\\_date\\_article](https://www.asahi.com/articles/ASR8N63MMR8BUPQJ00S.html?iref=pc_ss_date_article))。

ない、当事者の生なのだから。その生は、わが身を焦がすほどの敵愾心かもしれない、また、報国への熱誠に目眩く恍惚としてあったのかもしれない。かかる当時の情動は、戦争を悪とみなせる「戦後」になってふりかえられたときに、そこに悲哀を感じながら忌避する向きが当事者にあったとしても、それをも生の痕跡としてとらえ、その後を生きるものとしてのわたしたちが、きちんとそれを歴史として書き記すことが大切なのだとおもう。

## §

国立ハンセン病資料館2階の図書室は、ゆったりと木々を眺められるかなりおおきな窓をまえにして、ほとんどが揃っているハンセン病にかかる図書や史料を閲覧できる、そのかぎりでよい空間ではある。

この2025年度は、わたしも「戦後80年」という区切りをきっかけとして、ハンセン病をめぐる療養所に暮らす人びとが、その戦争をどう生きたのかを考えるために、年度当初からこの図書室を利用していた。2025年4月12日にその図書室で、『戦争とハンセン病』を閲覧しようとしたところ、あるべき開架書架になかったので、「蔵書検索」で調べると、「返却予定日」が4月5日と表示された。その予定日をおよそ1週間すぎているので、同書の所在を室員に尋ねた。すると、同館学芸員に貸し出していて、督促をしているがまだ返っていないとのこと。館外貸し出しならともかくも、館内でそういう不備があるのか、と聞くと、それへの応答がなかった。翌13日にも同室で未返却を確認。ただし、その指摘を室員にはしなかった。

そして同月26日に入室すると、依然として、その本がない——Q：返却予定日4月5日と表示されている『戦争とハンセン病』は、いつ閲覧できるのか？、A：学芸員が「企画展」のために借り出している、Q：学芸員は例外ということか？、A：特別扱いしてよいかどうか館内で議論がある、ほかからも「お叱り」を受けている、学芸員に督促をしたほうがよいか？、Q：

わたしが決めることなのか？この件での館の公式見解は？、A：「上長」（上司）に聞いた方がよいか？、Q：わたしが決めることか？、A：——、Q：ではその方に見解をうかがう、——、A：上長はきょうお休みをいただいている、Q：必要があって学芸員が利用するのであれば、貸出の更新をするなり、学芸員には貸出期間を長くするなり、1冊しかない本なのだから副本をおくなりしてはどうか？との一幕があった。

展示に向けて、じっくりと同書は読まれていたのだろう。

それからしばらくして、同室に『戦争とハンセン病』の副本が配架された。すでに版元品切れか絶版なのか、2冊めのそれは、オンデマンド版だった。

## 【附記】

本稿は、2025年度科学研究費基盤研究(B)課題番号23K20493「近代日本の「老い」ゆく場と人びとの生をめぐる歴史研究—療養所と寄せ場から考える」(研究代表者一橋大学大学院社会学研究科石居人也)の成果のひとつである。